

令和6年3月8日（金）

令和6年（2024年）川崎市議会

予算審査特別委員会記録

【速報版】

（第4日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

日程

1 議案の審査(第4日)

- (1) 議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算
- (2) 議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
- (3) 議案第40号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- (4) 議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- (5) 議案第42号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- (6) 議案第43号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (7) 議案第44号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- (8) 議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- (9) 議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- (10) 議案第47号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- (11) 議案第48号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- (12) 議案第49号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- (13) 議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- (14) 議案第51号 令和6年度川崎市公債管理特別会計予算
- (15) 議案第52号 令和6年度川崎市病院事業会計予算
- (16) 議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算
- (17) 議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算
- (18) 議案第55号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
- (19) 議案第56号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算
- (20) 議案第88号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

出席委員 (58人)

重 富 達 也
 飯 田 満 介
 三 宅 隆 介
 嶋 凌 汰 貴
 井 土 清 輔
 田 倉 俊 舞
 枝 川 舞 優
 柳 沢 孝 明
 加 藤 孝 瑛
 山 田 瑛 琢
 月 本 琢 章
 吉 沢 章 子
 齋 藤 祥 温
 小 堀 祥 子
 那 須 野 純 花
 高 戸 友 子
 三 浦 恵 美
 高 橋 美 里
 長 谷 川 智 一
 嶋 田 和 明
 工 藤 礼 子
 浦 田 大 輔
 平 山 浩 二
 上 原 正 裕
 各 務 雅 彦
 本 間 賢 次
 矢 沢 孝 雄
 末 永 直 郎
 市 古 次 郎
 後 藤 真 左
 渡 辺 英 学
 岩 田 平 克
 仁 平 木 朋
 鈴 木 敏 夫
 林 本 吉 司
 押 春 孝 明
 川 島 雅 裕
 河 野 ゆかり

野 田 雅 之
 原 典 之
 青 木 功 雄
 橋 本 勝 史
 山 崎 直 史
 宗 田 直 裕
 井 口 真 美
 石 川 建 二
 木 庭 理 香
 織 田 勝 久
 雨 笠 裕 治
 田 村 伸 一
 浜 田 昌 利
 か ね の 忠 正
 松 原 成 文
 石 田 康 博
 浅 野 文 直
 大 嶋 島 崎 嘉 明
 嶋 崎 嘉 夫
 欠席委員 (2人)
 堀 添 健
 岩 隈 千 尋

出席説明員

市長 福田紀彦
 副市長 伊藤弘
 副市長 加藤順一
 副市長 藤倉茂起
 上下水道事業管理者 大澤太郎
 病院事業管理者 金井歳雄
 教育長 小田嶋満
 総務企画局長 中川耕二
 財政局長 白鳥滋之
 市民文化局長 中村茂
 経済労働局長 久万竜司
 環境局長 三田村有也
 健康福祉局長 石渡一城
 こども未来局長 阿部浩二
 まちづくり局長 藤原徹一
 建設緑政局長 福田賢一
 港湾局長 磯田博和
 臨海部国際戦略本部長 玉井一彦
 危機管理監 飯塚豊
 川崎区長 中山健一
 多摩区長 藤井智弘
 交通局長 中上一夫
 病院局長 森有作
 消防局長 原田俊一
 教育次長 池之上健一
 選挙管理委員会事務局長 田中眞一
 監査事務局長 大畑達也
 外関係理事者

出席議会局職員

局長 渡邊光俊
 総務部長 石塚秀和
 議事調査部長 小泉幸弘
 庶務課長 若林智
 議事課長 大磯慶記
 政策調査課長 渡邊岳士
 議事係長 柴田貴経
 議事課担当係長 蟬川千代
 議事課担当係長 田村健太郎
 外関係職員

午前10時0分開会

○木庭理香子委員長 ただいまから、予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元の予算審査特別委員会日程のとおりです。(資料編*ページ参照)直ちに審査に入ります。質疑につきましては、昨日までの要領によりお願いをいたします。

それでは、発言を願います。

○松原成文委員 よろしくお願いいたします。2款2項7目情報管理費、3款1項4目人権・男女共同参画費、4款1項4目青少年事業費、12款1項消防費について、それぞれ一問一答で質問をいたします。

川崎市の歴史的編さんの過程において市史を編集し、収集し、客観的、学術的な見地から評価をし、分析することは大変重要なことであろうかと思えます。今回、100周年を記念いたしまして記念誌が作成されるということでございます。現在の市史でありますけれども、これは12年間、5億円をかけて刊行されております。しかし、市民にはまだ大変なじみが薄い。厚くて大変重いということもありますけれども。ディスプレイをお願いいたします。こんな感じで所蔵されておりますけれども、このたびの予算案では、市史編さん事業費として2,568万7,000円が計上されており、令和6年度から令和8年度までの3年間で作成するとのこと。事業費、作成期間、どのような方が編さん者となるのか、今回刊行予定の市史の特徴及び形態、配付先予定並びに活用方法についてお伺いをいたします。

○中川耕二総務企画局長 川崎市史についての御質問でございますが、市制100周年を契機として、令和6年度から令和8年度までの3年間で約8,000万円の予算を計上しております。現在の市史は、学識者を中心とした編さん体制で刊行したのですが、川崎の歴史や文化などについてより身近に感じてもらえるよう、作成過程において学識者だけでなく市民の方々などの意見も幅広く取り入れながら、写真やイラストなどを多用した、見やすく内容的にも親しみやすい市史にしたいと考えております。形態としては、カラーのデジタル版を基本として、手に取りやすい冊子版も併せて作成し、その活用方法や配付先についても今後検討してまいります。以上でございます。

○松原成文委員 ありがとうございます。作成に当たりましては、これまで学識経験者だけであったということでもありますけれども、今回につきましては、学識経験者だけでなく、市民の意見も幅広く取り入れて、写真やイラストが多く、またカラーのデジタル版、冊子も作成されるということですので、3年後の刊行を楽しみにしているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、3款1項4目人権・男女共同参画費について、拉致問題についてお伺いをいたします。本市では、拉致問題の一日も早い解決に向けて、拉致問題を風化させないためにこれまで様々な取組を実施してまいりました。ディスプレイをお願いいたします。これはバナースタンドでありますけれども、こういったものが掲出をされているということでもあります。ありがとうございます。市民向けの啓発媒体として第3庁舎に、あるいは川崎区役所大師支所、田島支所に今のバナースタンド、また平和館には懸垂幕、そしてブルーリボン運動への協力、本庁舎では来庁者向けのデジタルサイネージが掲出をされております。また、めぐみちゃんと家族のメッセージという写真展もそれぞれで開催をされております。平成20年度から、拉致問題に対する市民への啓発を目的としまして、拉致被害

者家族を支援するかわさき市民のつどいを、主に平和館を主たる会場として開催しておりました。拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどいについては、今回、若い世代への一層啓発を進めるということで中止をするということもお聞きをしております。これに代わりまして、カワサキ・ユース・ミーティングへリニューアルをするということで、昨年11月16日には中原中学校において、このカワサキ・ユース・ミーティングを開催されたということでございます。拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどいに代わり、令和6年度も引き続きカワサキ・ユース・ミーティングを開催するということでございますけれども、拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどいがどうして中止になったのか、これを決定するに至った詳細についてお伺いをいたします。

○中村 茂市民文化局長 市民啓発イベントのリニューアルについての御質問でございますが、令和4年10月に実施した市民のつどいの実施結果等を受け、拉致問題に対する若い世代の認知度の低下という課題認識を踏まえ、直接的により多くの若い参加者に訴求できるような取組とするべく、その手法や具体的な企画内容等について検討を行ってまいりました。令和5年4月には、市民のつどいをリニューアルして新たな開催形態とする方向性を確認し、その後、被害者家族関係者等と意見交換を行うとともに、関係部署との調整を進め、カワサキ・ユース・ミーティングとして同年11月の実施に至ったものでございます。以上でございます。

○松原成文委員 御答弁ありがとうございました。

川崎市拉致被害者家族支援連絡会議では、かわさき市民のつどいを中止することについてどのような関わりを持たれたのか、連絡会議座長であります加藤副市長にお伺いをいたします。

○加藤順一副市長 拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議についての御質問でございますが、私が座長を務めます同会議は、拉致被害者がいつ帰国されても、御本人やその御家族が速やかに平穏な市民生活を送ることができるよう、庁内の支援体制の整備を図ること等を目的として設置されたものでございまして、カワサキ・ユース・ミーティングへのリニューアルにつきましては、昨年5月30日に開催されました会議におきまして、従来の市民のつどいから企画内容を大きく転換して実施するとの情報を共有したところでございます。以上でございます。

○松原成文委員 座長であります加藤副市長がそれに同意をしたというか、異を唱えなかったということについて、非常に残念であるのかなど、そんな思いもしてございます。

拉致問題を風化させないためにも、市民のつどいを復活すべきと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○中村 茂市民文化局長 今後の市民啓発イベントについての御質問でございますが、拉致問題が未解決のまま長期化する中で、この問題に対する若い世代の認知度の低下が指摘されており、どのように関心を高めるのかが大きな課題となっております。本市では、このような状況を踏まえ、若年層に直接的に拉致問題を訴求することに重点を置き、今年度、市民啓発イベントの在り方を見直したものでございます。カワサキ・ユース・ミーティングは、場所と時間に縛られることなく視聴できるインターネット配信を活用し、従来の拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどいと同様に、一般市民の方にも御覧いただける取組でございますので、その実施を通じて、若い世代を含めた市民の皆様への一層の啓

発に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○松原成文委員 意見といいますか、要望なんですけど、若い人に啓発ということで、市民のつどいからカワサキ・ユース・ミーティングということに変わったと。こちらではリニューアルしたと言われておりますけれども、拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害であるとして、文部科学省も、学校教育の中で拉致問題等に対する理解を深める取組を推進しましょうということをお記されております。これは教育委員会のほうでもしっかりと授業の中でどこまかは拉致問題、人権問題等々についてやっていらっしゃると思いますけれども、その中で、やっぱり教育で足りないから新しくカワサキ・ユース・ミーティングをやらなければいけない。やっぱり私は、市民のつどいも、また改めて若者に対するカワサキ・ユース・ミーティング、これも同時にやるべきであろうと思います。市民のつどいを中止することではなくて、カワサキ・ユース・ミーティングも含めて、市民のつどいと一緒に、両方を両立してやられたほうがいいのではないかなと私は思いますので、改めてまた考えを見直していただければと思いますので、要望させていただきます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、4款1項4目青少年事業費でありまして、わくわくプラザ運営費関連等についてお伺いをいたします。みんなの校庭プロジェクトということでもありますけれども、みんなの校庭プロジェクトにつきましては、令和6年度からの全校実施に向けまして、教育委員会が中心となってスピード感を持って取組を進めており、学校教育以外の目的で学校を使うことが当たり前となる意識の醸成を図り、教職員に負担がかからない仕組みづくりを進めて取り組むとのことで、わくわくプラザへの登録の有無にかかわらず、利用している児童が困ったときには、児童が安心して過ごせるための校庭開放時における連携について、これは指定管理者の仕様書にも記載し、けががあった際には、その初動対応をわくわくプラザスタッフが担う方向で調整を図るとのことでしたが、間もなく新年度も始まりますけれども、連携と調整は全て完了したのか、お伺いをいたします。

○阿部浩二こども未来局長 みんなの校庭プロジェクトについての御質問でございますが、こども文化センターの令和6年度以降の新たな指定管理期間につきましては、仕様書において、利用児童が困ったときに、身近に頼れる大人の一人として、いつでも相談に乗ることができる体制づくりに向け、児童のけがの応急処置や、救急搬送等を要する場合の保護者への連絡等を学校と連携して行うことを定めるとともに、その内容等については指定管理者へ説明を行っているところでございます。今後につきましても、みんなの校庭プロジェクトの実施に向け、教育委員会等との連携調整を図りながら、わくわくプラザスタッフが円滑な対応を図れるよう、引き続き指定管理者への十分な説明に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○松原成文委員 ありがとうございます。

今の御答弁で、わくわくプラザスタッフが円滑な対応を図れるよう、指定管理者への十分な説明をするとのことですが、十分な説明が今まだできていないので、わくわくプラザのスタッフから不信感が生じているという声も聞いているところでございます。内容につきましては、わくわくプラザのスタッフが面倒を見るということで現在話が進んでいるようでもありますけれども、わくわくプラザの運営は現在ぎりぎり、スタッフの皆さんにつきましても高齢者の方が多い、校庭開放まで面倒が見切れないという懸念もあるというこ

とも聞いております。また、ルールづくりにつきましても、まだ明確なものがございません。ふわっとしてございまして、危機管理体制や責任の所在もはっきりしていないということも感じているようでございます。あおりを食うのは結局わくわくプラザのスタッフで、わくわくプラザに丸投げという感じで不信感が募っているということも聞いております。わくわくプラザに登録していない子どもも校庭に入ってくるので、けがやクレームの対応は、誰がどのように責任を持つのかということについてもはっきり分からないということで、これについてもしっかりとした見解をお伺いしたいと思います。また、わくわくプラザとの調整を図りながらマニュアルを作成するとのことでありましたけれども、マニュアルは作成されているのでしょうか。さらに、全ての小学校の校庭で児童が自由に伸び伸び遊べる環境づくりということも述べられておりますけれども、児童が自由に伸び伸び遊べる環境づくりはできているのか、完了しているのか、お伺いをいたします。

○池之上健一教育次長 みんなの校庭プロジェクトについての御質問でございまして、本プロジェクトは、公園のように校庭で自由に遊ぶをコンセプトに、放課後の校庭で子どもたちに自由に伸び伸びと遊んでもらうための取組でございまして、令和6年度から、わくわくプラザ事業とも連携し、子どもたちにけがなどがあつた際の応急処置や保護者への連絡など初動的な対応については、指定管理業務の中でわくわくプラザスタッフが担うこととなりますが、一時的な対応にとどまらないケース等については、学校とも連携を図りながら教育委員会事務局において対応してまいります。また、昨年5月に校庭開放実施に向けた手引きを作成し、現在、各校において子どもたちを中心としたルールづくりを行っており、各校に対する支援や、保護者や地域の方々への周知等に努めてきたところでございまして、引き続き、関係局と連携調整を図りながら、全校での校庭開放実施に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○松原成文委員 ありがとうございます。準備に向けては、令和6年度ということですから1年間あるわけでありまして、進行中ということであろうかと思っております。子ども未来局、教育委員会、指定管理者、学校、保護者、わくわくプラザのスタッフ、地域がしっかりと連携して、児童のためにも安全な校庭開放ができるように、早めにそういったルール、あるいはまたわくわくプラザのスタッフにも理解をいただけるような、こういった取組をしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

それでは、最後でありますけれども、12款1項消防費についてお伺いをいたします。昨日3月7日は消防記念日でございます。これは消防が警察から独立した日ということでございます。昭和23年3月に消防組織法が施行されました。川崎市におきましても、これによりまして1課4係2署7出張所、消防吏員163名、消防車両が23台、救急車1台の陣容で発足をしたということでございます。救急に対する市民の期待と信頼は非常に高いものと認識をしております。課題についても様々あるわけで、本予算審査特別委員会についてもいろいろな質問が出ました。そこでお伺いします。救急車の適正利用についてということも含めまして、今後の救急出場の件数の想定数、財政に与える影響について消防局長にお伺いをいたします。

○原田俊一消防局長 今後の救急需要についての御質問でございまして、救急出場件数につきましても、過去10年間で2万4,000件以上増加しているところでございまして、神奈川県が作成した別冊神奈川県地域医療構想に係るデータ集におきましても、今後、川崎市の

救急需要は増加すると想定されているところがございます。また、救急需要の推移に伴い、救急業務に関わる経費に一定の影響があるものと考えられます。以上でございます。

○松原成文委員 ありがとうございます。救急需要につきましてでありますけれども、非緊急、軽症者の利用をどのように抑制されているのか、お伺いいたします。

○原田俊一消防局長 救急車の適時適切な利用についての御質問でございますが、適時適切な利用につきましては、啓発活動としてSNSへの投稿やJR川崎駅アゼリアビジョン等における動画上映、かわさきFMでのラジオ放送の活用、緊急度、重症度が分かりやすいようイラストを用いたチラシを各種イベントにおいて配布するなどの広報を行ってきたところがございます。また、市民の皆様が急な病気やけがの際に、救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診するべきかを迷った場合の判断の一助となることを目的として、川崎市救急受診ガイドをホームページ上に掲載しているところがございます。以上でございます。

○松原成文委員 いろいろな取組をしておるのではありませんけれども、なかなかこれは成果が見られないという状況ではないのかなと思います。救急救命士の充足率及び救急救命士を養成するに当たりましての費用、それにかかる期間についてお伺いをいたします。

○原田俊一消防局長 救急救命士についての御質問でございますが、現在、全ての救急隊において救急救命士の常時乗車体制を確保しているところがございます。また、救急救命士の養成費用は、1名につき約200万円でございます。養成期間は約半年間でございます。以上でございます。

○松原成文委員 200万円、半年間ということでありまして、その半年間は、どなたかがその対応を代わらなければいけないという状況も生じているのかなと心配はしております。救急需要の増加は隊員の仕事の負荷を著しく過大にしているのではないかと思いますけれども、お伺いをいたします。

○原田俊一消防局長 救急隊員の負担についての御質問でございますが、救急需要の増加は隊員の負担につながるものと認識しておりますことから、負担軽減策として、1当務の出場件数や走行距離などにより、救急隊員の交代基準を定めているところがございます。その効果といたしましては、業務の平準化により各隊員の負担軽減に加え、適切な労務管理に結びついているものと考えております。また、帰署できずに食事が取れない場合の対策として、救急搬送後に医療機関の売店等で飲食物の購入を可能とした運用も定めているところございまして、引き続き救急隊員の負担軽減に向け適切に対応してまいります。以上でございます。

○松原成文委員 それぞれ対応していただいているわけではありますけれども、そこでお伺いいたしますけれども、救急要請を受けましてから消防署所へ戻るまでの所要時間、その間の救急作業の内容、所要時間、走行距離について、それぞれお伺いをいたします。

○原田俊一消防局長 救急活動等についての御質問でございますが、初めに、令和4年中における119番通報の入電から救急隊が帰署するまでの平均時間は86.5分でございます。次に、救急隊の主な活動内容につきましては、指令を受け出場準備を行い、現場へ出場し、現場到着後は傷病者の観察、救急処置、救急車への収容、搬送先医療機関の選定後に搬送を開始し、医療機関に到着となります。また、各活動における令和4年中の平均所要時間及び平均走行距離につきましては、119番通報の入電から現場到着までは10.2分で2.5キロ

メートル、現場到着から搬送開始までは25.6分、搬送開始から医療機関到着までは10.2分で3.7キロメートルでございます。以上でございます。

○松原成文委員 消防局長、ありがとうございます。今、消防局長がお話いただいたのをまとめましたので、ディスプレイをお願いしたいと思います。ちょっと小さいんですけども、覚知から現場到着まで10.2分、2.5キロメートル、現場到着から搬送開始までが25.6分で、これは動けませんから動かないということ、搬送開始から病院到着まで10.2分で、これは3.7キロメートル、病院到着から病院引揚げ、この間に医師への引継ぎ、次回出場の準備、救急事務処理ということで、これは33.6分かかってございます。病院に引継ぎをしまして、引揚げから帰署までが16分かかっておりまして、3.8キロメートル、合計が10キロメートルで86.5分かかっているということでございます。基本的に本市では救急現場の到着時間を8分としておりますけれども、10.2分ということで、これは心肺機能停止から10分以内に救急処置が行われることが、1か月後の社会復帰率の向上に寄与するというデータに基づいているようでございますけれども、まだ目標に届いていないということでございます。この辺もしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

次にお伺いいたします。令和4年の出場件数は8万4,776件、この中で不搬送というのが1万7,814件であります。不搬送の詳細、対応、見解を伺います。

○原田俊一消防局長 不搬送についての御質問でございますが、不搬送の理由といたしましては、辞退、拒否、明らかな死亡などがございます。また、搬送を拒否されたときの対応につきましては、搬送の必要性を説明し、御家族などの協力を得ながら十分な説得を行うこととしておりますが、承諾が得られない場合には、救急車搬送辞退書に署名をいただくとともに、容体が変化したときなどは速やかに救急要請するよう説明することとしております。なお、令和4年中における不搬送件数は前年より増加しましたが、これは新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際に、発熱等による不安から救急要請に至ったことが影響の一つと推測しているところでございます。以上でございます。

○松原成文委員 搬送が8万4,776件、そのうち1万7,814件が不搬送ということで、途中で結構ですよということになってしまうのかなと思いますけれども、それについての対応もしっかりされているということでございます。この不搬送を下げなければいけないということも課題であろうかと思っております。次にお聞きをいたしますけれども、救急需要は今後も増加傾向との答弁をいただいております。5年後、10年後も現状のままの全件対応、全件自前、全件無償、これを維持していけるのか、救急需要に対応できるのか、お伺いをいたします。

○原田俊一消防局長 救急需要への対応についての御質問でございますが、消防組織法において、救急業務は市町村が果たすべき責任を有しており、その費用は市町村が負担することとされておりますことから、今後も市民の安全・安心の確保に向け、救急需要の状況に合わせて適切に対応できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○松原成文委員 全件無償ということで、他都市については有料にするということも——この有料の考え方もいろいろあるのかなと思いますけれども、新聞報道によって、全部無料になるということではないのかなと私は思っております。最後にお聞きをいたしますけれども、現場到着と同様に重要なのは病院の到着時間です。令和4年は病院到着まで46分を要しておりますけれども、見解を伺います。

○原田俊一消防局長 医療機関到着までの時間についての御質問でございますが、救急活動において傷病者を迅速に医療機関へ搬送することは、救急隊の現場到着時間短縮と併せ重要なことと認識しておりますので、引き続き、川崎市メディカルコントロール協議会、関係局、医療関係団体等と連携し、時間短縮に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○松原成文委員 ありがとうございます。最後と言いましたけれども、最後がありまして、すみません。救急要請を受けた時点では重症、軽症の判別は非常に難しいと思います。重症度、緊急度の判別の現状の課題、取組、対応について伺います。また、今後も救急需要の増加が見込まれる中でありますけれども、救急業務の有効性と効率性をいかに促進されるのか、有効性、効率性についてそれぞれお伺いいたします。

○原田俊一消防局長 救急業務についての御質問でございますが、救急要請時に重症度、緊急度を正確に判定することは困難でございますが、傷病者が心肺停止状態であることが判明した場合には、救急車が到着するまでに行う心臓マッサージ等の応急処置について口頭指導を行っているところでございます。また、救急業務の有効性につきましては、救急需要が増加する中におきましても、真に救急車を必要としている傷病者のもとへ確実に出場し、医療機関に搬送できるよう、引き続き救急車の適時適切な利用や救急受診ガイドについて啓発してまいります。さらに、救急業務の効率化につきましては、マイナンバーカードの活用を含め、救急業務のDX化など、国の動向等を踏まえながら適切な対応を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○松原成文委員 ありがとうございます。冒頭にも申し上げましたけれども、救急に対する市民の期待と信頼は非常に高いものがございます。今後も、この期待と信頼を裏切らない、応えられるような救急体制であることを求めまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○田倉俊輔委員 皆さん、おはようございます。以下、予算議案、2款3項1目、防災拠点整備事業費、11款1項1目区政総務費、13款8項2目義務教育施設整備費、3款1項2目地域安全対策費、8款8項1目公園緑地施設費について、一問一答形式で順次お伺いいたします。

元旦に能登の被災がありました。そこで、2款3項1目、防災拠点整備事業費について、本市の防災対策について伺います。本市における土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内の高齢者福祉施設を含む要配慮者利用施設は、それぞれ避難確保計画の作成が義務づけられております。まず、対象施設数と計画提出施設数についてお伺いいたします。

○飯塚 豊危機管理監 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設についての御質問でございますが、県に提出している最新データである令和5年9月30日時点の対象施設数につきましては、対象となる社会福祉施設、学校、医療施設等で、全2,248施設のうち、2,001施設から避難確保計画の提出がございました。以上でございます。

○田倉俊輔委員 2,001施設から提出があったとのことですが、もう少し具体的にお伺いいたします。訓練を実施した際には報告が義務づけられておりますが、令和4年度の訓練の実施施設数を伺います。また、残りの施設に対しても作成を促すべきだと考えますが、今後の対応について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 訓練の実施数及び今後の対応についての御質問でございますが、

令和4年度に訓練を実施した施設につきましては、約4割の775施設でございまして、今後の対応につきましては、未提出の施設に対して、避難確保計画の作成等について通知を行うとともに、関係局と連携しながら指導助言を行うなど、引き続き計画作成の促進に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○田倉俊輔委員 ぜひお願いいたします。能登の地震では、水の必要性や配分をめぐる諸課題が新聞、メディアで大きく取り沙汰されました。本市では、避難所に指定されている小学校、中学校への水道管を中心として相模川水系から2本の専用管を引くなど、水の確保について高い水準にあると承知しております。他方で、避難所での水の配分については不安が残ります。特に、災害時に最も弱い立場となる乳児については、飲み口のついた液体ミルクを備蓄する自治体がある一方で、メーカーのホームページでは粉ミルクの備蓄を勧める記載もあります。そこで、本市の乳児用のミルク備蓄状況についての現状と課題をお伺いいたします。

○飯塚 豊危機管理監 乳児用ミルクの備蓄についての御質問でございますが、指定避難所にある分散備蓄倉庫や区内の集中備蓄倉庫に、ゼロ歳児を対象にキューブタイプ及びアレルギー対応の粉ミルクを備蓄しておりまして、令和4年度からは液体ミルクを追加購入しております。なお、液体ミルクにつきましては、高温を避ける必要があることから、備蓄倉庫での保管に適さないため、各区役所の空調のある場所で保管しております。備蓄する上での課題につきましては、賞味期限の短さがあり、有効活用等の運用に工夫が必要となっております。また、乳児用ミルクにつきましては、ふだん飲み慣れていないことによる拒絶等もあると認識しておりまして、複数種類の備蓄や現場での調達などの検討を進めるとともに、乳児のいる家庭向けの避難時の携行品としての啓発も進めてまいります。以上でございます。

○田倉俊輔委員 また、我が会派の防災対策でのトイレについての質問に対して、避難所運営マニュアルの見直しを進めるとの答弁がありましたが、赤ちゃんの命を守る液体ミルクや粉ミルクのお湯だけでも優先的に確保するべきではないか、見解を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 避難所における備蓄物資等の供給についての御質問でございますが、地域防災計画におきまして、食料の応急供給の基準として、要配慮者への優先供給の項目があり、高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給することと定めております。また、避難所運営マニュアルにも、公平性が確保できない場合は、現状を避難者に説明し理解を求めた上で、病人やけが人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者などに加え、健康状態や、本人、家族、周囲の状況など、避難者等が抱える様々な事情を考慮し優先順位をつけ、個別に対応すると示しており、避難者の状況に応じた判断や工夫により避難所運営を行うこととしております。分散備蓄倉庫にある備蓄物資の中には、水やコンロ、鍋等も配備されていることから、お湯の調達はその場でできるものと考えております。以上でございます。

○田倉俊輔委員 都市圏の大規模災害においては、父母のどちらかがお亡くなりになってしまうかもしれません。そこで、最悪の事態を想定して、公助の手が届くまでの72時間をどう生き抜くかを考えるべきではないでしょうか。昨日の他会派の先輩議員に対する答弁で、こども未来局長から、平時の啓発にかわさき子育てアプリを活用していく旨の答弁がありました。発災時は基本、自宅避難であるのですから、避難所の対応よりも母数

の多い自宅にいる乳幼児を抱えて途方に暮れる親御さんのために、アプリを活用してプッシュ型でミルクの場所を知らせるべきだと考えますが、見解を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 乳幼児等への災害時の対応についての御質問でございますが、発災後のライフライン停止等に備え、まずは家庭で子どもの年齢に合わせた食料、飲料、生活必需品などを備蓄することが重要であると考えております。また、各避難所においても、備蓄品の中に粉ミルク等が含まれておりますので、在宅避難をしている家庭においても、発災後に指定された避難所で受け取ることが可能であることも併せて、平時においてかわさき子育てアプリを活用し情報発信ができるものと考えているところでございます。在宅避難者に対しての情報提供は重要でございますので、ミルクなど支援物資に関することなど、生活の維持に必要な情報を効果的に提供する方法について、関係局区と調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

○田倉俊輔委員 ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、11款1項1目区政総務費についてお伺いいたします。昨年12月に行われた第5回定例会で、私は、本市で子育て応援駐車場をつくる必要性について市長に直接お伺いをいたしました。特に、区役所では出生届などの出産に際して必ず手続を行うだけでなく、3か月から5歳までの5回の健診の中で2回は訪れる必要がある、子育てをする中で最も重要な公共施設としての役割があります。そこで、まず次年度予算の区政総務費の中で、多摩区役所で子育て応援駐車場をつくる予算が確保されているか、関連して、指摘を受けてどのような対応が行われたかについても、市民文化局長、多摩区長にお伺いいたします。

○中村 茂市民文化局長 区政総務費についての御質問でございますが、区役所には様々な方が手続等で訪れることから、これまで誰もが使いやすい庁舎となるよう環境整備を進めてきたところでございますが、子育て世帯が優先利用する駐車場の整備につきましては来年度予算に計上しておりません。以上でございます。

○藤井智弘多摩区長 多摩区役所における対応についての御質問でございますが、多摩区役所駐車場には、思いやり駐車スペースのほかに、大型と標示された通常より一回り大きい区画がございまして、利用可能な車種やサイズ等は特に限定しておりませんことから、どなたにも御利用いただくことがより分かりやすくなるよう、該当の区画に大型車専用ではない旨を新たに掲示したところでございます。以上でございます。

○田倉俊輔委員 次に、12月の質問後、庁内においてバリアフリー部会が開かれましたが、その中で子育て応援駐車場についてどのように取り上げられたか、バリアフリーの考え方からの実現可能性についてもまちづくり局長にお伺いします。

○藤原 徹まちづくり局長 子ども連れの方向け優先駐車場についての御質問でございますが、本年2月に開催された心のバリアフリーやユニバーサルなまちの実現などに向けた取組の検討を行うレガシー検討プロジェクト会議のバリアフリー部会において、子ども連れの方向け優先駐車場の整備の要望について情報共有したところでございます。バリアフリー法における建築設計標準では、施設の規模、用途等を考慮した上で、乳幼児連れ利用者、けが人、妊婦などの様々な方々への配慮を求めていることから、不特定多数の利用が想定される公共施設の駐車場の限られた空間において、一律に子ども連れの方向け優先駐車場の設置を求めることは難しいものと考えております。以上でございます。

○田倉俊輔委員 確かにバリアフリーの考え方では、特定の属性に対して優先すべきとい

う帰結を導くことは一義的には難しいと思います。しかし、障害者差別解消法第2条第1号が、障害者の定義に障害だけでなく社会的障壁を含めていることの意義は、弱い立場の人に合わせてまちづくりをしていけば、相互に合理的な配慮をすることで、お互いが心地よく生活できるという趣旨なのではないでしょうか。ぜひバリアフリー部会での心のバリアフリーの議論のさらなる深化を要望しておきます。モニターを御覧ください。今年1月に私の所属するみらい会派で行った議員視察で、既に子育て応援駐車場を実施している神戸市の視察をしてまいりました。私が議会局政策調査課を通じて行った調査では、神戸市では平成30年より、子育て環境充実の施策の一つとして、子育て応援駐車場に加えて、チャイルドシートをつけた幅の広い自転車のための駐輪場を整備したそうです。そこで、本市でもこうした取組を踏まえ、子育てしやすいまちづくりに向けて一層取り組むべきと考えますが、こども未来局長に見解をお伺いいたします。

○阿部浩二こども未来局長 子育てしやすいまちづくりについての御質問でございますが、広く市民が利用する公共施設につきましては、子育て世帯だけが優先的に利用できるような対応を行うことは難しいものと考えておりますが、誰もが利用しやすい環境整備を行うことが重要と認識しておりまして、庁内会議などの場で、子育て環境の向上の観点から、必要な情報等について庁内共有を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○田倉俊輔委員 先ほど駐車場に関して、バリアフリーの考え方でも合理的な配慮の考え方で整備する可能性をお話ししましたが、神戸市では、令和5年度に、ママフレとして整備した子育て応援駐輪場を、一般自転車の違法駐輪や子育て世代への過度な優遇ではないかとの批判から思いやりゾーンに変更し、あらゆる世代に対応する形にしてしまったとのこと。私個人としては、あくまで川崎市が子育て支援をうたう姿勢を示すべきだと考えますが、神戸市が5年前に実現したことをぜひ本市でも御検討いただきますよう強く要望いたします。

次に、13款8項2目義務教育施設整備費について伺います。本委員会でも繰り返し質問されておりますが、登戸小学校の校庭北側への増築計画について、地域から嘆願書の提出がなされるなど課題が散見されます。増築工事は着工から4年間続くとのことですが、その間の工事騒音について、児童、特に音に対して過敏な障害児などへの影響を軽減するため、どのような対策を考えているのか伺います。

○池之上健一教育次長 登戸小学校についての御質問でございますが、工事の実施に当たりましては、低騒音、低振動の重機を使用するなどの騒音対策を講じるとともに、大きな音が出る作業は工事スケジュールを早い段階から調整するなど、児童が落ち着いて学校生活を送ることができるよう配慮してまいります。以上でございます。

○田倉俊輔委員 プロジェクターをお願いいたします。私が3月1日にタウン紙で行った議会報告です。地域の一番の要望は、もともと子ども会中心の連合運動会や地元の野球やサッカーのクラブチームなど、小学校区にとらわれずに地域の縁をつないできた校庭を今までと変えずに利用することです。そこで、地域の分断を生むおそれのある計画をこのまま推し進めることについて、教育長に見解を伺います。

○小田嶋 満教育長 登戸小学校についての御質問でございますが、増築校舎の配置につきましては、子どもたちの学校生活に与える影響等を総合的に検討し、学校の意見を尊重した上で、校庭北側に配置する計画としたところでございまして、保護者や地域の方々に

経緯等について丁寧に説明し、御理解を得られるよう努めてまいります。また、学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもあり、地域のつながりの場として活用していただくことも大切でございますので、工事等により御不便をおかけいたしますが、引き続き、地域の方々に学校施設を御利用いただけるよう、適切に配慮してまいります。以上でございます。

○田倉俊輔委員 御答弁ありがとうございます。町会、子ども会はもちろんですが、地域のクラブチームも大変重要です。適切に配慮する旨の御答弁をいただきましたが、令和5年第5回定例会で私が指摘した市が協定を結ぶ多摩川登戸河川敷の民間企業グラウンドなどの検討も含めて、地域の縁がつながるような丁寧な御対応をお願いいたします。

次に、3款1項2目、路上喫煙防止対策事業費について伺います。登戸土地区画整理事業が最終盤を迎える中で、交通問題はじめ様々な問題が発生しております。この点、区画整理事業地内の分煙対策については、登戸駅周辺が一部路上喫煙防止重点区域にあることから大変重要な問題と認識しております。また、この路上喫煙防止対策については、過去の答弁にあるような路上喫煙防止指導員による巡回指導の対策では一定の限界があると考えますが、見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 路上喫煙防止対策についての御質問でございますが、現在、路上喫煙の防止に関する条例で指定する重点区域を中心に、指導員が市内全域を巡回しており、直接路上喫煙者に対し注意、指導を行うことで一定の抑止効果があるものと認識しております。以上でございます。

○田倉俊輔委員 プロjekターをお願いいたします。登戸駅周辺は小学校区の端に位置し、通学路指定ではない場所ですが、写真にある場所では、毎日、数名の小学生が実際に通行し、私個人の聞き取りでは、喫煙者のたばこの火が怖いとの声がありました。小田急線の快速急行が止まることなどにより、登戸駅周辺の魅力が向上することで子どもが今後増えることが見込まれておりますが、現在、登戸駅周辺には喫煙所がありません。今後、登戸駅周辺の余剰地や鉄道事業者が管理する土地も含めて活用し、喫煙所を整備すべきと考えますが、見解と今後の対応について伺います。

○中村 茂市民文化局長 指定喫煙場所の整備についての御質問でございますが、登戸駅周辺につきましては、近隣住民の皆様などから路上喫煙やたばこの臭いに関する意見が多く寄せられており、依然として一定数の路上喫煙者がいることを認識しておりますが、喫煙場所の整備に当たりましては、バス・タクシー乗り場や歩行者の動線等に配慮する必要があり、適切な用地を確保することが難しい状況でございます。今後、登戸土地区画整理事業の進捗状況等を踏まえ、鉄道事業者も含め様々な関係者と協議しながら、適切な分煙環境の確保に向け、慎重に検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○田倉俊輔委員 意見要望です。地元では、毎年、まちの魅力が向上していくことにより固定資産税が上がっている点で疲弊している古くからお住まいの方や、新たな住民の方からも市民税相応の都市インフラに対して疑問を持つ声が上がっております。市制100周年という大きな節目に、まちの魅力向上のために、ぜひ一日も早い喫煙所の整備をお願い申し上げます。

次に、13款1項5目教育指導費についてお伺いいたします。予算審議の1日目で我が会派の嶋田委員より、現場で汗を流す教員の負担軽減の視点から、部活動の地域移行の必要

性について指摘されました。この点、本市は、平成30年に定めた若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針で、若者文化に携わる市民が協働・連携して地域を盛り上げていける環境の整備の必要性を示し、国も令和4年12月に定めた学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの中で、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的、計画的に取り組む旨の考えを示しました。現在、学校の部活動にはないストリートスポーツ種目、例えばスケートボードなど、本市の若者文化の取組として進めているものに関しては、今後の地域移行の研究の中で、拠点校の子どもたちに意見を求め、ニーズのあるものは教員の負担にならない形で地域と協力、連携した取組を考えていくべきですが、見解をお伺いいたします。

○小田嶋 満教育長 部活動についての御質問でございますが、国のガイドラインでは、生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備についての記述もあり、本市の実践研究におきましては、生徒の技術力の向上や教員の負担軽減等に資するため、既存の部活動を基本に実施しておりますが、生徒が楽しむことを中心とした部活動の在り方なども視野に入れ、生徒等の意向や地域の実情の把握に努めながら取組を進めていく必要があると認識しているところでございます。以上でございます。

○田倉俊輔委員 御答弁ありがとうございます。スケートボードに関しては、東京オリンピックのときに、地元の宿河原小学校で部活動にしたいと私に相談に来た小学生が稲田中学校に上がり、来年中学3年生となります。彼らが中学校を卒業するまであと1年しかないのですから、何とぞ彼らの夢の実現の後押しをお願いいたします。私は、若い頃からの友人の田村健一弁護士とともに、トー横やグリ下に集まってしまうような若者を一人一人救う活動をしておりますが、彼らの中には、学校にも家庭にも居場所がなく、自分を認めてくれる場所を求めてさまよう子どもが少なからずおります。若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針の中では、若い世代が集い、にぎわうまちを目指し、分野の垣根を越えた縦、横、斜めの関係が地域を盛り上げることを明確にうたっているのですから、道に迷う子どもたちを救うためにも、ぜひ方針どおりの市政運営を強く要望いたします。

次に、8款8項1目公園緑地施設費についてお伺いいたします。2月27日に行われた我が会派の代表質問では、生田緑地ビジョンと新たなミュージアムに対する整合性を問う質問に対して、所管局である建設緑政局と庁内検討会議などにおいて協議調整し、整合性を図ってきたとの答弁がなされました。この点、私が昨年来指摘し続けている、ビジョンの改定に子育てという視点を加えてほしいと指摘したことについては、ビジョン改定案として反映されたことを2月9日のまちづくり委員会で確認いたしました。そこで、今後、ビジョンの将来像の実現に向けて必要となる具体的な取組はどのように検討されるのか、お伺いいたします。

○福田賢一建設緑政局長 生田緑地ビジョンについての御質問でございますが、新たなビジョンに基づく具体的な取組につきましては、令和6年度末に仮称生田緑地ビジョンアクションプランとして短中期的な取組を取りまとめるとともに、誰もが参加しやすい活動プログラムや協働による調査等の推進体制につきましても検討を行うなど、ビジョンの目指す将来像の実現に向けて取組を推進してまいります。以上でございます。

○田倉俊輔委員 次に、公園緑地、街路樹の維持管理についてです。令和6年度川崎市予算案では、魅力にあふれる公園緑地のパークマネジメントとして、公園緑地などの利活用

と管理運営の推進を掲げ、23億4,226万7,000円と巨額の予算を提示しています。まず、この予算の内訳についてお伺いします。

○**福田賢一建設緑政局長** 公園緑地、街路樹の維持管理についての御質問でございますが、令和6年度予算案における公園緑地、街路樹の維持管理に関わる経費の内訳につきましては、公園の改修や施設の補修等の工事費が約9億円、改修等の工事に向けた測量や設計業務、街路樹等の剪定などの委託料が約10億円、その他、光熱費や原材料費などの予算が約4億円でございます。以上でございます。

○**田倉俊輔委員** また、本事業では、具体的に街路樹の剪定などの維持管理予算として、11款1項1目区政総務費の委託料が1億8,076万1,000円増額されるとのことですが、その目的と各区への配分方法、来年度実施される緑化フェアを意識したものとなっているのかについてお伺いいたします。

○**福田賢一建設緑政局長** 街路樹の維持管理についての御質問でございますが、令和6年度予算につきましては、全国都市緑化かわさきフェアの開催を契機に、街路樹を路線ごとの特性に応じて分類し、計画的な剪定等に取り組むことを目的に拡充したもので、各区における予算額につきましては、分類した街路樹の本数等や、これまでの実績も踏まえ、所要額を計上したところでございます。なお、かわさきフェアの開催に当たりましては、会場周辺や主要駅からのアクセス路における街路樹について対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**田倉俊輔委員** 関連して、9月27日の令和5年決算審査特別委員会の中で、街路樹の維持管理は、市民の協働の取組である100メートルを1ブロックとした街路樹等愛護会の拡充の重要性を指摘させていただきました。そこで、本予算で拡充が行われたのか、具体的予算額をお伺いいたします。

○**福田賢一建設緑政局長** 街路樹等愛護会についての御質問でございますが、街路樹等愛護会につきましては、街路樹等の周辺の除草や清掃を行っていただいております。対象ブロック数に応じて報奨金を交付しているところでございまして、令和6年度の予算額といたしましては、現在のブロック数を踏まえ、今年度とほぼ同額の1,073万7,000円を計上しているところでございます。以上でございます。

○**田倉俊輔委員** 大変残念なことです。市が行う街路樹の整備については予算が増加しているのに対して、市民協働の取組である街路樹等愛護会についての予算は今年度と同額となることが明らかとなりました。緑化フェアの大きな目的は、フェアを契機に本市が進めてきた市民との緑のまちづくりの協働を一層強化し、次世代への財産として残すべきことなのではないでしょうか。令和5年決算審査特別委員会でも街路樹等愛護会の取組の推進強化を要望させていただきましたが、一連のビッグモーター事件で、市民に街路樹は市が直接管理するもので、市民は管理することができないとの誤解が一層広がったものと認識しております。あくまで私見でございますが、市民による自主的な管理運営の取組が進まないことの一因として、現在の制度では愛護会が行うことができるのは除草、清掃といった補助的なものに限られていること、私でしたら、例えばハボタンくらいは植えてよいといった自主的な創意工夫を楽しむことができたほうがよいのではないかと思います。来年度に予算化はされていないということですが、100年後の未来を見据えて、市民が緑のまちに積極的に関わることができる、より一層の工夫を心よりお願いいたしまして、私の質

に認知していただけるよう、補助金交付決定通知書に御案内を同封するなど、積極的な広報の取組を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○**浜田昌利委員** 必要とされる方に制度の内容がしっかりと届きますように、取組をよろしくお願いたします。

続きまして、越境E Cを活用した市内企業への支援について経済労働局長に伺います。予算案には新規事業として、越境E Cを活用した海外へのPR及び市内企業の競争力強化・販路拡大支援として1,000万円が計上されています。国際的な電子商取引を支援する越境E Cについては、関係機関との連携により、集客力の高いプラットフォームを育て、企業間ビジネスの創出と市内企業の海外展開を支援してきたようですが、令和4年度、令和5年度で実施した事業の内容と成果について経済労働局長に伺います。海外現地でのショールームストアの実施について、現地での消費者の反応を経済労働局長に伺います。また、令和4年度、令和5年度で実施した事業から見えてきた課題についても経済労働局長に伺います。

○**久万竜司経済労働局長** 越境E C等促進事業についての御質問でございますが、令和4年度から令和5年度にかけて国の交付金を活用して実施した同事業につきましては、市内中小企業がインターネットを通じて海外での販路開拓に挑戦する取組として、英語圏を中心に世界各国からアクセスできる特設サイトを開設し、テストマーケティングを実施したものでございまして、43社に対し、同サイト出品に関する様々な手続等の支援を行ってまいりました。成果につきましては、令和4年12月の出品開始から約1年間の実績として、海外17か国から延べ約500商品の受注実績が生まれ、また、同サイトを活用して出品企業と海外バイヤーとのマッチングを実施した結果、現地販売店の獲得などにつながったところでございます。海外において商品を展示するショールームストアにつきましては、アメリカやシンガポール、イギリスなどで実施した結果、欧米諸国では、商品情報だけではなく、商品を製造した企業や、そうした企業が集積している川崎市というまち自体にも関心が寄せられ、産業都市川崎の技術力の高さやSDGs未来都市の取組などを併せてPRすることで消費者の共感を呼び、同サイトでの購入につながったものと認識しております。課題といたしましては、越境E Cを通じて本市の魅力ある商品を海外消費者に広く伝えることや、企業間ビジネスのさらなる創出に難しさがあると考えていることから、こうした点を踏まえ、越境E Cを活用した市内企業の効果的な支援が必要であると考えております。以上でございます。

○**浜田昌利委員** 今回の令和6年度の予算案では新規事業となっておりますので、この新規越境E C事業の特徴について、これまでと何が違うのか経済労働局長に伺います。KOB S事業及びその他の海外展開事業とどのように連携するのかについても経済労働局長に伺います。令和4年度、令和5年度において、多くの事業者とその商品の海外展開を支援してこられたと思いますが、今後さらに事業者数も商品数も拡大させていただきたいと期待します。どのように周知広報を図っていくのか、経済労働局長に伺います。

○**久万竜司経済労働局長** 新たな越境E C等促進事業についての御質問でございますが、令和6年度事業につきましては、令和4年度から令和5年度にかけてテストマーケティングに重きを置いた事業で得られた成果を踏まえて、海外消費者への訴求力の向上や新規企業の発掘促進等のため、対象企業を市内中小・中堅企業等に拡大し、対象商品を訪日外国

人の誘客につながる体験型サービス等にも広げること等により、参加企業数や出品商品数の増加を目指す新たな越境ECサイトを本格的に運営する事業でございます。川崎市海外ビジネス支援センター——KOB Sとの連携等につきましては、海外ビジネスのワンストップ窓口であるKOB Sを活用し、越境ECの専門家と連携した出品企業の支援を実施するほか、金融機関や日本貿易振興機構——ジェトロ等の関係機関と連携した企業間ビジネスの創出に取り組んでまいります。多くの企業が同サイトに参画していただくことが重要でございますことから、事業の周知につきましては、市政だよりをはじめとした様々な情報媒体による広報に加え、KOB Sがこれまで蓄積してきた支援企業のニーズ情報等を活用し、金融機関等の関係団体にも御協力をいただきながら効果的な広報に取り組んでまいります。以上でございます。

○**浜田昌利委員** 市内中小企業の皆さんの販路拡大が着実に進み、事業の充実、発展につながりますよう期待しております。しっかりとした取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施について伺います。予算案では、岡本太郎美術館や市制記念多摩川花火大会、全国都市緑化かわさきフェアを対象事業として、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施が示されています。いずれも市民の皆さんの関心が高いと思われることから、市民からの協力が期待されます。市民からのふるさと納税に対しては返礼品が出せないことになっていますが、10万円以上の場合に出している感謝状のようなもの、こういったことを検討すべきではないかと思えます。見解と対応を財政局長に伺います。

○**白鳥滋之財政局長** ふるさと納税についての御質問でございますが、クラウドファンディングにつきましては、市民の皆様からの寄附に対して感謝を示すために、感謝状のような経済的価値がないものを提供することは制度上可能となっております。こうした中、今年度実施し、目標額を達成した橋樹官衙遺跡群関連のプロジェクトにおきましては、講座等への参加優先枠の確保が可能となるパスポートの提供を行ったところでございます。今後につきましても、多くの方から共感していただけるよう、他都市事例も参考にしながら関係局と協議を進めてまいります。以上でございます。

○**浜田昌利委員** 市民の皆様からの寄附に対して感謝を示すために、感謝状のような経済的価値がないものを提供することは制度上可能となっているということでございます。ある面から見ると経済的価値がないと見られるかもしれませんが、そのものが別の面から見ると、受け取られた人にとってはありがたく誇らしく、何物にも代え難いと感じられるようなものがあると思えます。そういうものを提供することが可能となっているということですので、感謝を示すためにどういうものを提供するかについては担当の職員の皆さんの腕の見せどころになるのではないかとおぼれまして、知恵とか創意工夫とか深い思いとか情熱とか、そういったものが試されるのではないかとおぼれまして、岡本太郎美術館及び市制記念多摩川花火大会、全国都市緑化かわさきフェア、それぞれについて具体的にどのようなものが考えられるのか、市民文化局長、経済労働局長、建設緑政局長にそれぞれ伺います。

○**中村 茂市民文化局長** クラウドファンディングについての御質問でございますが、岡本太郎美術館では、誰もが文化芸術に触れ参加できる環境、アート・フォー・オールの実現に向けた取組の一つとして、来年度、クラウドファンディングを活用し、視覚に障害を

お持ちの方を対象に、安心して美術館に来館いただき、岡本太郎作品に親しんでいただく機会を提供することを検討しております。クラウドファンディングにおきましては、経済的価値のないものを提供することは可能となっておりますことから、岡本太郎美術館では、寄附をいただいた方に感謝を伝えるお礼状とともに、金額に応じて、本年秋に、市制100周年及び開館25周年を記念し開催いたします企画展内覧会に特別に御招待することを考えております。また、特に高額な寄附をされた方につきましては、通常は観覧できない美術館のバックヤードにお入りいただく特別なツアーを検討しているところでございます。引き続き、岡本太郎美術館の取組に共感いただいた皆様に謝意をお示しできるように、美術館の特性を生かした魅力的な体験等を関係局と調整しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○久万竜司経済労働局長 クラウドファンディングについての御質問でございますが、多摩川花火大会につきましては、95年前の昭和4年から開催され、まさに川崎市制の歩みとともに市民に親しまれ、実施されてきた本市の代表的なイベントでございます。令和6年度は打ち上げ数を増やすことや、市民の皆様の思いが乗せられるような企画を盛り込むなど、これまでの大会より内容を充実させた、市制100周年記念にふさわしい大会としていく予定でございます。多くの方から共感をいただきながら実施してまいりたいと考えておりますことから、その手法の一つとしてクラウドファンディングの活用を予定しているところでございます。クラウドファンディングの募集内容や期間、目標金額などの詳細につきましては、現在、関係局と調整しているところでございまして、御協力くださった方々の思い出に残るような謝意を示す方法についても検討してまいります。以上でございます。

○福田賢一建設緑政局長 クラウドファンディングについての御質問でございますが、全国都市緑化かわさきフェアにつきましては、フェアの将来像である緑でつなげる暮らしやすく住み続けたいまちの実現に向け、様々な取組への参加を通じて、多くの方に緑への興味や関心を持っていただくことが重要であることから、その手法の一つとしてクラウドファンディングの活用を予定しているところでございます。クラウドファンディングの募集内容や期間、目標金額などの詳細につきましては、現在、関係局と調整しているところでございまして、寄附に対して感謝をお示しする方法についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○浜田昌利委員 それぞれの局の皆さんが御提供いただくもの、誕生日のプレゼントがいつまでも記憶に残るような、市民が5年後とか10年後とかに見たり、思い起こしたりしたときに、胸がじいんとして熱くなるような心温まるものをぜひぜひ考えていただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時19分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○井口真美委員 今日3月8日は、委員長のお誕生日とは存じ上げず大変失礼いたしました。国際女性デーでございます。ミモザを贈る日でございますので、ミモザカラーで女性の地位向上を求める全ての人々への連帯を表明しながら質問を行いたいと思います。私は一問一答で、市政だよりについて、パブリックコメントについて、骨粗しょう症検診について、三沢川地区浸水対策について、プレミアムデジタル商品券についての順で伺ってまいります。

初めに、市政だよりについて総務企画局長に伺います。市政だよりは、市民が市政の様々な情報に接する重要な手段と考えます。この数年、発行回数が月2回から1回になり、コロナにより配布方法も変わるなどがあり、情報が市民にちゃんと届いているかどうかということが問われています。そこでまず、月2回発行していたときの数字として、2020年——令和2年1月1日号と1月21日号の発行部数を伺います。また、2021年——令和3年5月1日号から月1回の発行になりました。その頃はコロナで、業者に委託する全戸ポストイングを行っていました。その2021年5月1日号の発行部数を伺います。さらに、2022年——令和4年9月1日号から配布方法が町内会・自治会による配布も行えるようになり、ポストイングと併用になりました。直近の今年2024年——令和6年3月1日号の発行部数を伺います。また、発行経費のうち配布に係る経費について、1回の配布で全戸ポストイングに係る経費と、現在の町会・自治会の配布との併用での経費はどのくらい違うのか、ポストイングを最後に行った月、2022年8月1日号とその翌月の配布ケースを比べお示してください。

○中川耕二総務企画局長 市政だよりについての御質問でございますが、発行部数は、令和2年1月1日号が58万4,100部、令和2年1月21日号が33万8,500部、令和3年5月1日号が77万8,283部、令和6年3月1日号が65万1,156部でございます。また、配布経費は、令和4年8月1日号は約705万円、令和4年9月1日号は約797万円でございます。以上でございます。

○井口真美委員 御答弁では、業者によるポストイングのときには約78万部発行していましたが、町会・自治会に委託を始めたら約65万部になったとのこと。13万部も少ないわけですが、この差は、町会・自治会の方たちでは配布し切れないところがあるということになります。しかも、ポストイングで全戸に配っていたほうが月90万円も安い。年間1,000万円も増額になって、13万戸には配られなくなってしまったというのは、何とでも改善が必要だと思います。私は、市政だよりというのは、自分から取りに行かなくても市政の情報網が網羅的に来る唯一の情報手段だと思います。ホームページや区役所でもらうチラシでは能動的に取りに行かなければならない。自分に必要な情報があることを事前に知らなければそこに探しには行けません。また、知りたいと思ってもパソコンやスマホを誰でも駆使できるわけではありません。市政だよりが市民の隅々に届いているかどうかは、市の市民に対する情報を届けようとする姿勢を示すものだと思います。町会・自治会に過大な負担をかけるわけにはいきませんが、この13万軒の差をどう埋めるのか、対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 市政だよりの配布についての御質問でございますが、市政だよりは、事業者によるポストイングや町内会・自治会等での配布のほか、駅やコンビニエンスストア等への配架や、市ホームページやアプリ「マチイロ」での電子媒体への掲載、希望者への個別配送などの手法により、市民の皆様に提供しているところでございます。引

き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知を図り、多くの方に情報が行き渡るよう取り組んでまいります。以上でございます。

○井口真美委員 引き続き取り組むということで、今以上の改善の兆しがないわけです。町会や自治会にはいろいろと事情があることは承知をしておりますが、それでも、これでいいのかと思います。希望者には個別配送もしているということですが、これも市政だよりを自分から取りに行かなければならないわけです。情報を取りに行ける人とそうでない人の格差を埋めるのが行政の役割ではないのかと思います。改善を強く求めておきます。次に、情報の中身です。月に2回から1回になりましたが、ページ数は減っていないとのことでしたが、それでいいのかという問題です。いつも思うんですけども、情報のページというのが行政からお伝えしたい様々な情報があるわけですけども、そのページが細かくて、文字数も少なく、知りたいことが書いていない、もっと字を大きくして字数を増やしてほしいと思っています。ディスプレイをお願いします。これは長崎市の広報紙の抜粋です。ほかにもきつといいところがあるのでしょうかけれども、たまたま長崎に行ったときに市役所の玄関に置いてあったもので、ああ、こういう方法もあるんだなと思ってもらってきました。長崎市の広報紙は32ページあり、冊子になっています。カテゴリ別に分かりやすく情報が書かれており、字が大きくなっています。こちらが本市の市政だよりです。あまりに字が小さいので、右側に同じページを拡大して貼りつけておきました。お知らせというところにいるいろいろあるわけですけども、情報がばらばらと詰め込まれていて、読み飛ばしてしまう可能性が多いのではないかと思います。知らせたい相手がホームページを見ない人、情報を何としても届けなければならない人という観点で読み手を想像し、レイアウトを改善すべきと思いますが、伺います。

○中川耕二総務企画局長 市政だよりのレイアウトについての御質問でございますが、市政だよりは、令和3年5月に、1日号、21日号を統合した際、1日号のページの対応として、共通性のある記事をまとめることに加え、記事の見出しには分類を示したアイコンを掲載するなど、より分かりやすい紙面へとリニューアルを行ったところでございます。引き続き、各指定都市や近隣自治体が発行する広報紙を参考にすると、レイアウトや紙面構成を工夫し、読みやすい紙面となるよう取り組み、効果的な発信を行ってまいります。以上でございます。

○井口真美委員 もともとこのテーマを取り上げようと思ったのは、弁護士会の皆さんから、区役所で行っている弁護士相談の日程を市政だよりでお知らせする機会が少ないのではないかと、増やしてほしいという問題提起があったからです。調べてみたら弁護士相談のお知らせは昨年5月号に載っていました。その前はどこかなと思ったら、おととしの5月号でした。ああ、1年に1回なんだなと思ったわけです。もう一度ディスプレイをお願いします。これは長崎市の抜粋ですけども、そのお知らせは毎月載っています。そして、さらに市民にどうしても知らせたい重要なお知らせは別刷りのチラシにして折り込んでいます。ディスプレイは結構です。長野県岡谷市、私の実家でございますが、高齢の母親が眼鏡をずり上げながら読んでいますけれども、こちら32ページの冊子となっています。真ん中の見開きのページはカレンダーになっていて、市の情報がはめ込まれていて、抜き出して貼っておくことができる、こんな工夫もして各自治体が様々な市民に情報を届けようとしているわけです。今ならば、先日議決した価格高騰支援給付金の申請が必要な方々

への周知は大きく書かれなければなりません。他都市も参考にするという事なので、一体誰に何を伝えたいのか、それを明確にして検討していただくよう要望をしておきます。

次に、パブリックコメントについて市民文化局長に伺います。初めに、パブリックコメント手続条例における当制度ができた背景及び目的を伺います。昨年度2022年度と今年度、現在までに募集したパブコメの件数を伺います。この中で最も寄せられた意見の件数の多いテーマについて伺います。

○中村 茂市民文化局長 パブリックコメント手続条例についての御質問でございますが、パブリックコメント手続条例は、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則とする自治基本条例において、市民の参加する権利を保障する手続としてパブリックコメントの在り方を規定しており、その後の行政手続法の一部改正も踏まえ、市民の市政への参加の推進と行政運営の透明性の向上を図ることを目的として、平成19年4月に施行したものでございます。パブリックコメント手続の実施状況につきましては、昨年度に意見募集を行った案件は33件、今年度は現時点で36件でございます。この中で寄せられた意見の件数が最も多かった案件は、3,365件のアレルギー疾患対策の今後の方向性案についてとなっております。以上でございます。

○井口真美委員 目的は市民の市政への参加の推進と行政運営の透明性の向上の2つだという御答弁でした。この条例の逐条解説によれば、政策等に対する市民の賛否を問うものではなく、政策等の意思決定に当たり市民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をよりよいものとするためのものとされています。これをかみ砕いて言えば、パブコメで反対意見が多くても、その政策や条例案がなくなるということはないけれども、その意見は最終的な意思決定の際によりよいものにするために考慮される、取り入れられると解釈できると思いますが、伺います。

○中村 茂市民文化局長 意見の取扱いについての御質問でございますが、パブリックコメント手続は、市民参加の制度として、政策等の決定に際し、その定める内容をあらかじめ市民に公表することにより、行政の透明性を確保するとともに、いただいた意見に対する本市の考え方などを明らかにすることによって、行政としての説明責任を的確に果たしていく仕組みとなっております。意見の多寡ではなく、その内容を十分考慮して政策等への反映に努めているところでございます。以上でございます。

○井口真美委員 内容を十分考慮して政策等へ反映されているのであれば、もちろんそれは市民参加の証であり、透明で開かれた市政ということの具現化だと思いますが、実感がありません。所管局としては、この十分考慮するという作業を、パブコメを行った部署に対しどのように具体的に要請しているのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 政策等への意見反映についての御質問でございますが、パブリックコメント手続を実施する部署に対しましては、必要に応じた市民への説明会等の実施や、提出いただいた意見を十分考慮すること、結果公表の際には、提出された意見の内容及び意見を考慮した結果やその理由を市民に対して分かりやすく公表することなどを、事前相談や実施の手引、研修等を通じて周知しているところでございます。以上でございます。

○井口真美委員 ちょっと言葉が上滑りしている感じがするんですね。市民が求めている政治参加というのがパブコメに本当に反映されているのかという実感がありません。毎

年30件以上のパブコメが行われています。市のホームページでは、今、1年間のパブコメの結果が公表されていて、21件あるんですが、A、すなわち意見を踏まえ、案を加筆または修正するものとなった意見は5件でした。いずれも市の施策に合致しているものばかりです。最初の御答弁にあった最も意見の多かったアレルギー疾患対策の今後の方向性案というのでは、D、案に対する要望等であり、案の内容等を説明または確認するものというのが3,351件でした。案への要望とは認めながら、市の考えを確認して説明して終わりになっている、これが十分に配慮されているのかと思うわけです。しかし、今の御答弁にあった仕組みから言うと、公表された結果は充分配慮した結論であり、制度上はこれでよしとなるわけです。市民の市政への参加の推進と言いますが、市の案は既定路線であり、それに沿った意見でなければ言う意味がないというのであれば、それ以上何か言おうという気にはなりません。このやり方では市民の政治参加などどんどんなくなっていき、その結果がもう今つくられているのではないかと思うわけです。自分の意見を上げるのは当然だ、市民が市政に関わりたいという気持ちは当然だというのはもう時代の流れであって、尊重しない行政は既に時代遅れです。パブコメが市民の市政への参加を本当に推進するつもりなら、出された意見がたとえ市の路線と違ったものでも、市民に説明がつく合理的なものは取り入れるべきだということを申し上げておきますし、それをやらないのだったら制度そのものを変える必要があることを指摘しておきたいと思います。

次に、骨粗しょう症検診について健康福祉局長に伺います。初めに、当該検診の対象年齢、検診の内容、費用について伺います。この検診に係る市の補助の内容、過去3年間における受診率、受診者のうち医療にかからなければならなかった方の割合、予算、決算について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 骨粗しょう症検診についての御質問でございますが、現在、本市では、骨折等の基礎疾患となる骨粗鬆症の予防を目的として、40歳以降5歳間隔で70歳までを対象として、問診及び骨量測定などによる骨粗しょう症検診を実施しております。受診者の自己負担額は、検査方法に応じて、超音波法は600円、DXA法等による腰椎以外の測定は700円、DXA法による腰椎測定は1,100円の3段階とし、実施機関に対する本市の委託料は、検査方法に応じて同様に4,251円、4,811円、6,831円としております。なお、非課税世帯や70歳の方などについては無料としております。直近3年間の受診率につきましては、令和2年度4.7%、令和3年度4.9%、令和4年度6.0%でございます。令和4年度における受診者4,100人のうち、精密検査を要する方は414人となっております。また、令和4年度の当初予算額は1,223万3,000円に対して、決算額は1,779万7,000円でございます。以上でございます。

○井口真美委員 受診率が5%前後とのことですが、受診すれば1割以上の方が医療にかからなければならないということですから、かなりの方が放置されているのではないかと懸念されます。ディスプレイをお願いします。では、周知はどうなっているかといいますと、市の発行しているリーフレットは、がん検診等の中にあるだけです。骨粗鬆症の検診の案内は左側のページの赤い枠の中にあるだけで、このリーフレットのどこを見ても、がん検診の勧奨でしかありません。ホームページで検索しても、がん検診等の項目に飛ぶようになっており、直接ヒットしません。なぜこのような周知がされないのか伺います。国は検診への補助だけでなく、対象者には個別に通知して受診を勧奨するような補助も出してい

ますが、これをやらないのはなぜか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 骨粗しょう症検診についての御質問でございますが、現在、本市における受診勧奨につきましては、市民の利便性並びに受診率の向上を図るため、同一日に同一医療機関にて受診可能な複数の検診を受診していただけるよう、がん検診等と一体的なリーフレットを作成し個別通知を行うほか、町内会等での回覧や市ホームページへの掲載、医療機関や協定企業と連携した周知など、様々な機会を通じて受診案内に努めているところでございます。このように一体的な周知を図っていることから、国庫補助につきましては、がん検診勧奨用の補助金を活用しております。今後につきましては、これまでの取組をベースに、より効果的な手法についても検討しながら、さらなる受診率の向上に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○井口真美委員 同一日に同一医療機関で複数の検診を受診することを狙っているんだと言われますが、そう書かなければ、これは分かりません。骨粗鬆症の検診を受けたいということをしたときに、能動的にそれを受診することではなくて、なぜがん検診と一緒になのか、これも書かれていないから分かりません。少なくともこのリーフレットを改善し、骨粗しょう症検診の意義は独自に具体的に明らかにして、申込みしやすくすることを求めます。また、がん検診を行う医師からも勧めてもらうよう、医療機関に周知を行うことも求めておきたいと思えます。

では次に、三沢川地区浸水対策について上下水道事業管理者に伺います。JR稲田堤駅周辺の多摩区菅地区の浸水対策です。最初に、菅北浦地区での工事について伺います。一貫して求めてまいりまして、工事が始まっております。その進捗を伺います。完成時期はいつ頃になるのか伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 菅北浦地内における工事の進捗についての御質問でございますが、菅北浦地内の浸水対策につきましては、これまで府中街道の下り車線にボックスカルバートを約400メートル敷設したところでございますが、現在、府中街道から住宅地内に入る道路に円形管約810メートルを敷設しているところでございます。また、完成時期につきましては、道路幅員が狭く、他企業管がふくそうしていることから、今後も占用位置を確保するための移設などに時間を要するところでございますが、令和7年度末を目途に整備を進めてまいります。以上でございます。

○井口真美委員 狭い道路の工事が始まっておりまして、本当に大変だと思いますけれども、その先に浸水で困っておられる住民がおりますので、ぜひ頑張って進めていただきたいと思えます。次に、菅稲田堤地区についてです。昨日も議論がありましたので、重複しないように伺いますけれども、菅第3公園という公園を廃止してポンプ場になるということは、昨日も示されましたように、確かに町会や自主防には半年以上前に知らされていましたが、近隣への面的なお知らせは昨年12月末で、驚いた住民がたくさんいることは事実です。雨水対策は喫緊の課題であり、しかし、公園も残したいとの声も当然です。同じ安心で豊かなまちに住みたいと願いながら、上下水道局がたくさんの方が使っている公園をピンポイントでターゲットにしたために、近隣住民が分断されてしまうことを私は大変強く危惧しております。だから、雨水対策に必要な情報は残らず明らかにして、どこに何をつくるにしても住民が納得すべきだという観点から幾つか伺います。菅第3公園の土地に整備を想定しているポンプ場のおよその大きさが住民に示されています。その建物の規模、

その規模にしなければならない根拠について伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 ポンプ施設の規模についての御質問でございますが、菅第3公園に設置を予定しておりますポンプ施設の建物につきましては、建築面積約185平方メートル、高さ約13メートルの規模をお示ししたところでございます。建物の大きさにつきましては、菅、菅稲田堤、菅野戸呂の広範囲における雨水を排水できるポンプ設備などを設置するとともに、維持管理スペースを考慮した上で検討したものでございます。以上でございます。

○井口真美委員 高さが13メートルという、お隣の住宅の4階の高さになります。ディスプレイをお願いします。今ちょっと小さくなっていますけれども、これが第3公園です。ここに住民に示された立面図を私の事務所で建ててみました。素人がつくったものですから正確ではないと思いますけれども、これがポンプ場の大きさです。これは日影の問題も出てまいります。日影図はつくるのか伺います。ディスプレイは結構です。御答弁で、菅、菅稲田堤、菅野戸呂の水を集めると言われました。これはJR南武線の北側一帯の全てで、今回対象になっている三沢川地区全体197ヘクタールのほぼ半分を占めて、最下流の菅第3公園から見ると、直線距離で2キロメートルも上流、稲城市の境から来る水全部を引き受けることとなります。あとの半分、JR南武線の南側というのは、三沢川に3か所のポンプで放流するし、菅北浦地区は、先ほど言いましたように、府中街道にボックスカルバートも入れましたから、こちらは1か所に集中させる計画ではありません。対象地域の半分もの水を稲田堤地区が引き受けるのはあまりに負担が大きいのではないかと、もしこの1か所のポンプに何かあったらどうなるのかという不安が起こるのは当然です。二度と稲田堤で浸水を繰り返してほしくないという強い要望が上がっている以上、最善を尽くすことが求められます。地元では、この2月だけでも2回の説明会を開催していただきましたけれども、疑問が解消されていないと伺っています。大丸用水の上流をもっと改善して、上流で水を三沢川と多摩川に処理する方策など、広い範囲で検討し、住民と相談すべきですが、伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 浸水対策についての御質問でございますが、初めに、ポンプ施設の日影図につきましては、日影に係る法令に基づき、今後、施設の配置などを具体化する中で作成してまいります。次に、菅、菅稲田堤及び菅野戸呂地内の雨水につきましては、地盤の低い稲田堤3丁目に集まる現況や河川整備計画を踏まえ、この区域への集中を軽減する対策として、堰の改良や雨水管渠などの整備を進め、大丸用水の上流地点で三沢川へ分水してまいります。また、本地域の特性として、道路幅員が狭く、地下埋設物もふくそうし、さらに地盤の低い土地の雨水を排水する必要があるなど多くの制約があることから、公園内にポンプ施設を設置し、雨水を排水する計画としております。今後も、雨水排水の考え方につきましては、地域の方々に丁寧に説明するとともに、ポンプ施設の配置等の検討に当たりましては、御要望を伺いながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○井口真美委員 今の御答弁の大丸用水の上流地点で三沢川に分水するというのは、私が先ほど指摘をしました南武線の南側の水がほとんどであり、北側の水は、指摘したとおり、菅稲田堤に流れていくわけです。稲田堤に大きなポンプをつくらないとすると、細い道路に管をつくらなければいけないなどの御答弁もありましたが、それでやるしかないところ

はやっているわけです。先ほど最初に質問した菅北浦地区は、府中街道にボックスカルバートを入れる。その先は、苦勞しながらまさに生活道路に管を入れています。しかも、府中街道のほうが標高が高いので、設計にも工夫しなくては行けないと聞いているわけです。そうやって市民の安全を守っていく、その姿勢を貫いていただきたいと心から思います。この地域は多摩川、三沢川、そして大丸用水と管理も違う河川に囲まれ、様々な課題もありますが、共に可能性もあるわけですから、しっかりと考えていただきたい。それを住民に知らせて、納得づくで進めていただくことを強く求めておきたいと思います。

では最後に、令和6年度当初予算、補正予算におけるプレミアムデジタル商品券事業費について経済労働局長に伺います。代表質疑で幾つか伺いましたが、その答弁で、店舗の8割がキャッシュレス決済を導入しているという経産省の調査結果と、スマホを持っている人が8割を超えているという総務省の調査結果が示されました。これで誰もがデジタル商品券で買物ができるということを示されたと思うのですが、あまりに実感と違うので調べてみたら、その経産省の調査は、キャッシュレス決済というのはクレジットカードによる決済も含まれており、QR決済を導入している店舗は5割程度でした。また、経産省の違う調査では、消費者が実際に支払いに使ったキャッシュレス決済の9割はクレジットカードであり、QR決済は僅か1%程度です。ほかの民間シンクタンクの調査でも、個人消費に使われたキャッシュレス決済のうち、コード決済というのは8%です。また、内閣府の調査では、70歳以上の約半数がスマホを「利用していない」、「ほとんど利用していない」と答えており、この調査も示されてキャッシュレス決済への不安も報道がされたところでもあります。これらの調査を引用するまでもなく、実際の生活の場面で、飲食店の注文でタブレットが使えずに困ったとか、スーパーのレジで店員のいる有人レジを探したとか、そんな話は私自身も含めて日常茶飯事であり、消費者はみんながみんなキャッシュレス決済などデジタル化に慣れ親しんでいるわけではないと思います。これでは混乱するとどうしても思うのですけれども、大丈夫とお考えなのか伺います。

○久万竜司経済労働局長 キャッシュレス決済についての御質問でございますが、本市において初めて電子商品券事業として実施した川崎じもと応援券第3弾につきましては、約8万人の方に御購入いただき、キャッシュレス決済に不慣れな方々にも丁寧な対応を行うことで、QRコードによる決済を御利用いただいたところでございます。本事業の実施に当たりましては、キャッシュレス決済が不慣れな方々に向けて、委託事業者が保有する相談機能等を活用し適切に対応してまいりますとともに、今後、キャッシュレス決済のニーズがさらに高まることを見込まれるため、本事業を通じてキャッシュレス決済に関する理解促進を図ってまいります。以上でございます。

○井口真美委員 先ほどの民間シンクタンクの調査によれば、30代までの人たちは、7割以上がQR決済で買物をしています。ですから、この商品券も多分気軽に使えると思います。しかし、高齢者を中心に、本当に多くの人が使えない、使うのにハードルがあるという状況は残すと思うわけです。そこで改めて確認いたしますが、今回の商品券の目的は何か、どういう市民に届けたいと考えて行うのか伺います。

○久万竜司経済労働局長 電子商品券事業の目的についてでございますが、本事業は、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費の下支えすることを主目的に実施するものでございますことから、年齢を問わず幅広く市民の皆様に御利用いただきたいと考えている

ところでございます。以上でございます。

○井口真美委員 そうなんです。物価高騰で苦しんでいる市民の生活の下支えをするわけです。スマホの練習のためではないんです。この事業の原資は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。物価高騰に苦しむ市民の生活を支えるために税金が使われるのですから、誰もが納得する使い方が求められます。デジタルディバイド、通信格差によって、本来支えられるべき人が排除されるのはおかしいと思います。代表質疑では紙の商品券の併用を求めました。三重県では、デジタル商品券のみというのは2自治体で、紙との併用も1自治体、その一方、紙の商品券のみは7自治体、商品券やギフトカードを配るのが8自治体ということです。津市では、前はデジタル商品券でしたが、昨年末は紙に戻しました。プレミアムを増額したんですけれども、購入者は4倍になりました。名古屋市は紙と電子との併用、大阪市は紙で販売して、そこに印刷されたQRコードを店舗が読み取るという券もあります。いずれもデジタル商品券では使えない人たちへの配慮があると思います。物価高に苦しむ人を支える制度にするためにはそういう工夫が必要と思いますが、伺います。

○久万竜司経済労働局長 商品券事業についての御質問でございますが、紙と電子の商品券の併用につきましては、店舗でのオペレーションや事務経費の増加等を踏まえて、電子商品券のみの発行としたものでございますが、キャッシュレス決済に不慣れな方々への配慮は重要であると考えておりますことから、コールセンターでのサポートや、チラシ等の紙媒体をはじめとした様々な情報媒体等を活用した操作方法の御案内等により、利用方法を分かりやすく御説明することで適切に対応してまいります。以上でございます。

○井口真美委員 紙のチラシはつくっていただけるそうなのですが、商品券の紙の併用は答えられませんでした。前回、じもと応援券の第3弾では、全部売り切るのに2次募集したり、1人当たりの購入冊数を増やしたり、御苦労の跡が見えるわけです。物価高騰の対策として10億円も使うのですから、その効果がなければならぬことを指摘して、終わります。

○仁平克枝委員 まずは委員長、お誕生日おめでとうでございます。それでは、一問一答形式で、13款6項2目社会教育振興費について、11款1項1目区政総務費のうち、区役所改革推進事業費について質問をさせていただきます。

まず初めに、13款6項2目社会教育振興費に関連して教育次長に伺います。昨年12月に川崎区にあります向小学校を会場として、地域教育会議主催による野遊びフェスと題されるイベントが開催されました。私もこの会場に伺ったところ、PTAや町内会の方々が協力して、校庭遊具を活用したアスレチックや昔遊びなど、子ども向けの企画が催され、子どもも大人も楽しめる企画となっております。地域教育会議では地域人材による様々な事業が展開されておりますが、向小学校で開催される内容のイベントは初めてのようだと思います。本企画を実施した経過について伺います。

○池之上健一教育次長 野遊びフェスについての御質問でございますが、教育委員会では、地域教育会議をはじめ地域の寺子屋事業など、地域の多様な人材や資源を生かして、子どもたちが様々な体験や経験ができる環境づくりを行うなど、地域における教育活動を推進しております。一方で、担い手の高齢化等による人材確保が課題となっていることから、地域人材の掘り起こしとともに、地域人材をつなぐ核となる人材育成のきっかけづくりと

して、富士見中学校区地域教育会議の主催による野遊びフェスを開催したものでございます。この取組は、学校と様々な地域人材をつなぐ役割を担う地域教育コーディネーターが中心となり、受託事業者による後方支援を受けながら、実施内容の企画をはじめ、地域の団体等に声かけを行い、協働で取り組むサポーターを募るなどの準備を進め、地域が主体的に実施したものでございます。以上でございます。

○仁平克枝委員 開催当日、運営側には地域教育会議のみならず様々な団体の方が携わっておりまして。どのような方々が運営側に参加していたのか、また、当初の狙いである地域人材の確保は進められたのか伺います。

○池之上健一教育次長 野遊びフェスについての御質問でございますが、当日は、地域教育コーディネーターが自らのネットワークを生かして声かけを行ったことで、町内会をはじめ子ども会やボーイスカウト、ジュニアリーダーなど、地域から多くの御協力をいただいたところでございます。また、イベント参加者に対し、申込時にサポーターとしての参加の意向確認を行うなどの工夫により、地域の団体等に属していない保護者の方もサポーターとして参加するなど、新たな地域人材の掘り起こしにもつながり、課題解決に資する貴重な機会となったと捉えております。以上でございます。

○仁平克枝委員 地域住民同士のつながりや関係性が希薄化する中で、こうした取組は地域交流やつながりづくりといった点でも貴重な機会であると考えます。また、この1回限りのイベントではなく、継続的な取組が好ましいと考えます。今後の取組について伺います。さらに、地域教育会議は各中学校区に設置されておりますが、富士見中学校区以外でも今後展開していくのか伺います。

○池之上健一教育次長 地域における教育活動についての御質問でございますが、日頃の地域教育活動において、掘り起こした地域人材に継続的に協力していただきながら、学校と地域をつなぐ核となる人材を育成していくためには、継続した取組が必要であると考えており、令和6年度には、富士見中学校区地域教育会議の取組を引き続き支援するとともに、新たに宮前区の犬蔵中学校区へエリアを拡充し、取組事例を蓄積しながら好事例を横展開するなど、学校を核とした地域づくりの実現に向け取組を推進してまいります。以上でございます。

○仁平克枝委員 エリアの拡充と、学校を核とした地域づくりの実現に向けて、今後も推進をお願いいたします。最後に、意見要望いたします。今回の向小学校の事例では、学校を会場としていましたが、企画、運営は地域教育会議や地元の協力者が担い、教職員の負担なく進められていました。どうしても学校を核とすると先生方の負担が懸念されます。今後、展開する上でも、教職員の負担軽減の視点も踏まえた上で取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、11款1項1目区政総務費のうち、区役所改革推進事業費について市民文化局長と川崎区長に伺います。一昨日の山崎委員、昨日の原委員からの愛のある質問と市民文化局長の熱い答弁をお聞きしました。お二人とのやり取り、私は大変羨ましく感じながら理解いたしました。その上で、改めて質問させていただきます。代表質問において、これからの区民会議の課題と地域デザイン会議の目的及び趣旨について伺いました。答弁では、平成30年度に策定したこれからのコミュニティ施策の基本的な考え方において、区域レベルにおける多様な主体による新たな仕組みにより市民創発型の課題解決を目指すこととし、

新たな仕組みのうち区における行政の参加の機能について、それぞれの区に地域デザイン会議を設け、試行実施に取り組んできたとのことでした。しかし、実際には地域の方々にとっては、現在、各区において取組を進めているソーシャルデザインセンターとの違いが分かりにくい、他の会議と重複感があるといった感覚があり、結果、負担だけが重荷になっている傾向も否めません。この多様な主体による新たな仕組みにおいて、これまでの区民会議をリニューアルした地域デザイン会議と各区におけるソーシャルデザインセンターは、それぞれどのような目的と役割を担っているのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 新たな仕組みにおける地域デザイン会議とソーシャルデザインセンターについての御質問でございますが、地域デザイン会議は、区役所が主催し、区における行政への参加の場として、多くの区民の参加機会の拡充を図ることなどを目的としており、自由で活発な意見交換や対話ができるよう、議題やテーマに応じ弾力的に運用できる柔軟な仕組みとして各区に設置するものでございます。一方、ソーシャルデザインセンターは、市民主体の運営により、市民創発による地域課題の解決や、地域での様々な新しい活動や価値を生み出すための区域レベルのプラットフォームであり、多様なつながりを育む地域の居場所であるまちのひろばの創出にもつながるものでございます。地域デザイン会議とソーシャルデザインセンターがそれぞれの機能を生かして有機的に連携し、複雑・多様化する地域課題の解決を目指してまいります。以上でございます。

○仁平克枝委員 答弁では、地域デザイン会議は区役所が主催し、区民の参加機会の拡充を図ることを目的としており、ソーシャルデザインセンターは市民主体の運営により、市民創発による課題解決を図ることを目的として、それぞれの機能を生かして有機的に連携していくとのことでした。新たな仕組みにより区役所と市民が一体となって取組を進めていくことが重要である一方で、地域社会においては、高齢化などにより地域活動の担い手が減少している現状にあります。特に、子どもが小学校を卒業してから中学生、高校生になると、親たちも地域との関わりが一旦希薄化する傾向があり、また、どの世代も生活スタイルが多様化し、地域へのボランティア活動という感覚よりは、自分自身が楽しいからとか、参加に意味があるとか、参加活動に何か得があるのかといった合理的な時間の使い方や感覚に移行せざるを得ない社会環境もあると考えます。とはいえ、地域との関わりが入り口となって地域の課題解決になることも事実です。新たな仕組みを通して地域活動に参加することで、地域の負担や自分自身の負担も軽減しながら、細く長く切れ間のない関わりをつくっていくことが必要だと考えます。このことを踏まえて、地域デザイン会議やソーシャルデザインセンターなど新たな仕組みを通して、地域との切れ間のない関わりをつくっていくために、具体的にどのような取組によって新たな人材を地域活動に呼び込んでいくのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 新たな仕組みを通じた地域活動への参加についての御質問でございますが、地域デザイン会議につきましては、弾力的に運用できる柔軟な仕組みとして、区民のニーズや地域特性、社会情勢の変化などを踏まえた様々な議題やテーマを設定し、それに適したメンバーや人数、幅広い世代の参加者を募集して開催するとともに、会議への参加だけでなく、課題解決に向けた具体的な実践を協働で進めることなどにより、それぞれの参加者が地域の課題を自分事として捉える機会を創出するなど、多様な人材の参加につなげてまいりたいと考えております。ソーシャルデザインセンターにつきましては、

地域課題の解決に向けて新たな活動や価値を生み出すプラットフォームとして、まちのひろば創出支援や交流の場をつくり、地域活動や多様な主体のコーディネートなどを通じて、新たな担い手の育成や、人材、資源のネットワーク化が図られていくものと考えております。以上でございます。

○仁平克枝委員 答弁では、ソーシャルデザインセンターは地域課題の解決に向けて新たな活動や価値を生み出すプラットフォームとして、まちのひろば創出支援などを通じて、新たな担い手の育成や、人材、資源のネットワーク化が図られていくものと考えているとのことでした。川崎区のソーシャルデザインセンターは来年度から本格実施となるのですが、まちのひろばを創出し、プラットフォームとしての役割を果たしていくために、今年度までのモデル実施を踏まえどのように取り組んでいくのか、川崎区ならではの特徴を含めて川崎区長に伺います。

○中山健一川崎区長 川崎区ソーシャルデザインセンターについての御質問でございますが、令和5年度までのモデル事業につきましては、多文化共生や子育て支援などの得意分野が異なる複数の運営団体によるネットワークを構築して、まちをよくするための相談への対応や、地域での新たな参加、交流のきっかけづくりなどに取り組んできたところでございます。こうした取組により、一つの団体では対応が難しい相談でも、他の運営団体とコミュニケーションを取りながら進めることで効果的な対応ができたものと考えております。来年度から本格実施となる川崎区ソーシャルデザインセンターでは、これまでのネットワークに加え、様々な情報が集まる場を設けることで、顔の見える関係をつくとともに、地域活動への助成などにより、区内で地域活動を行う団体や個人を緩やかにつなぎ、まちのひろばの創出や新たな地域活動の担い手を呼び込み、川崎区ならではの持続可能なまちづくりの実現に取り組んでまいります。以上でございます。

○仁平克枝委員 最後に、要望いたします。新たな仕組みとは新たな試みでもあり、市民と行政の双方が新たな感覚を取り入れることでもあると思っています。社会環境により変化しつつある生活スタイルに合った地域づくりは、今、変化の真っ最中であり、試行錯誤の中から新たな仕組みが生まれていくものです。まずは地域の皆様に広く分かりやすくPR活動をしていただき、身近な地域での気軽なつながりの場、小さな単位での地域の居場所として、まちのひろばの創出支援の充実を要望いたします。また、柔軟な考え方で行動と修正を繰り返しながら今後も取り組んでいただきますよう、併せて要望いたします。今後も引き続き注視させていただくことを申し上げ、以上で質問を終了いたします。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時3分休憩

午後0時59分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○大島 明委員 それでは、2款6項選挙費等について一問一答で選挙管理委員会事務局

長に伺ってまいります。過日、川崎市全町内会連合会から各種選挙の運営協力における町内会・自治会等の負担軽減についての対市要望が提出されました。町内会・自治会の皆様には各種選挙が実施されると、そのたびに前日からの投票所の準備等をはじめ、投票管理者や投票立会人など選挙事務に協力をいただいております。選挙の執行においては、毎回、投票事務を行うに当たり多くの人員の配置が必要となり、1投票所当たり町内会・自治会から10人程度推薦していただいておりますが、直近の昨年4月に行われた統一地方選挙においては、全投票所を通じて市職員と町内会・自治会関係者、それぞれ何名が従事したのか伺います。

○田中眞一選挙管理委員会事務局長 投票事務の従事者数についての御質問でございますが、昨年4月の統一地方選挙における投票事務の従事者につきましては、市内164か所に設置した投票所におきまして、市職員が1,021名、町内会・自治会から御推薦いただいた市民従事者等が投票管理者、投票立会人も含め2,147名、合計3,168名でございます。以上でございます。

○大島 明委員 従事者は全体で3,168名とのこと。うち町内会・自治会からは2,147名と、大変多くの市民の方に投票事務に従事をしていただいておりますことが分かりました。本市における投票事務に協力いただく町内会・自治会の方々の従事時間について伺います。

○田中眞一選挙管理委員会事務局長 投票事務の従事時間についての御質問でございますが、投票事務につきましては、投票所の設営日及び投票日当日の2日を設定しているところでございます。町内会・自治会の方々の従事時間につきましては、設営日は投票所ごとに異なりますが、投票日の前日もしくは前々日に3時間、また、投票日当日は、事前説明及び投票所閉鎖後の片づけまでを含め、午前6時30分から午後9時までの14時間30分でございます。この間、食事時間を含め休憩を取りながら投票事務に従事していただいております。以上でございます。

○大島 明委員 従事者の方には、投票日当日には実に14時間30分という大変長時間にわたって従事をいただいていることとなります。途中、多少休憩があるようですが、町内会・自治会長には、お願いした従事者からは我々も言われるんですけども、もう次は勘弁してほしい、こういうことをよく言われるんですね。拘束時間等、時間が長い、そういうことを含めてよく言われるんですが、投票事務に関わっていただいている町内会・自治会の方々からは具体的にどのような声が上がっているのか、要望されている内容について伺います。

○田中眞一選挙管理委員会事務局長 町内会・自治会からの要望についての御質問でございますが、昨年9月に、川崎市全町内会連合会から本市への要望といたしまして、役員等が高齢化しつつあり、長時間にわたる選挙業務への従事が大きな負担となっていること、選挙業務は間違いが起こらないよう細心の注意を払って従事する必要があり、身体的にも精神的にも消耗が激しいこと、従事者を途中交代させるとしても、その人員の確保が難しいことから、投票所の閉鎖時刻を繰り上げることを例として、投票事務における町内会・自治会等の負担軽減について要望書をいただいております。以上でございます。

○大島 明委員 ただいまの答弁にありましてとおり、町内会・自治会の負担は大きく、この切実な声にしっかりと応えていただく必要があると考えますが、この要望に対して、

いつまでにどのように対応していくのか伺います。

○田中眞一選挙管理委員会事務局長 町内会・自治会の負担軽減についての御質問でございますが、投票所の設営につきましては、これまで町内会・自治会の従事者にも御協力をいただいておりますが、これを見直し、市職員での設営を検討しているところでございます。また、投票日当日につきましては、町内会・自治会への事務従事者の依頼人数を削減するとともに、事務従事者が従事する時間を短縮し、午後6時までとすることや、投票立会人につきましては、各町内会等の状況に応じ交代制を併用することにより、長時間にわたる従事を解消したいと考えているところでございます。こうした見直しに伴う投票所の人員体制につきましては、市職員の増員や人材派遣の導入など、投票所の適正な運営に必要な人員の確保について、令和7年の参議院議員通常選挙に向けて関係局区と協議調整を図ってまいります。以上でございます。

○大島 明委員 前日の投票所の設営については見直しをして、市職員での設営を検討している。また、投票日当日の町内会・自治会への事務従事者の依頼人数の削減及び従事時間をこれまでより3時間短縮し、投票立会人については状況に応じ交代制を併用し、長時間にわたる従事を解消したいと考えているとのことですので、これはよろしくお願ひしたいと思います。また、投票事務従事者の負担を軽減するための方策として、当日投票所の混雑を緩和することも必要だと考えます。選挙人の投票機会を分散するため、期日前投票の周知がこれまで以上に必要となりますが、本市の取組を伺います。また、期日前投票所の混雑緩和対策についても、これまでも議会で議論されてきましたが、期日前投票所の投票環境向上について、これまでの本市の対応を伺います。

○田中眞一選挙管理委員会事務局長 期日前投票所についての御質問でございますが、期日前投票につきましては、選挙が執行されるごとに特設ホームページ、選挙啓発用ポスターや投票所入場整理券に同封するチラシなどの媒体を用いて周知を図ってきたところでございます。期日前投票を御利用いただく方の割合は増加傾向にあり、現在では全投票者の3割程度の方に御利用いただいている状況でございますが、今後も様々な媒体を活用して期日前投票のさらなる利用促進を図ってまいります。期日前投票所の混雑対策につきましては、過去の選挙において期日前投票最終日などに長時間お待たせした事例もあったことから、受付の増設、従事者の増員、投票スペースの拡大を実施するとともに、過去の選挙における期日前投票期間中の投票状況をグラフ化して選挙時の特設ホームページに掲載し、分散投票を呼びかけてきたところでございます。引き続き投票環境の向上に努めてまいります。以上でございます。

○大島 明委員 来年は、令和7年は参議院議員、衆議院議員及び川崎市長が、それぞれ任期満了を迎えます。また、5年に1度の国勢調査も行われる予定です。選挙事務に限らず、国勢調査にも多くの町内会・自治会の方々の協力をいただき、対応しているのが現状であります。3つの選挙と国勢調査が同一年に集中するのは、平成まで遡っても記憶にありませんが、町内会・自治会の方々の負担軽減を図るだけでなく、選挙事務を担う職員、特に現場の区役所職員の負担軽減策を講じることも必要と考えますが、見解を伺います。

○田中眞一選挙管理委員会事務局長 職員の負担軽減についての御質問でございますが、選挙の執行に当たりましては、これまで事務の簡略化や運用の見直し等により、効率的に事務が行えるよう改善に取り組むとともに、各区選挙管理委員会事務室では、区役所内に

において応援体制を構築し、適正かつ円滑な執行に努めてきたところでございます。令和7年につきましては、任期満了による複数の選挙に加え、国勢調査の実施が予定されており、投開票事務や期日前投票事務等を担う区役所職員の負担は増大するものと認識しておりますので、市区選挙管理委員会といたしましては、引き続き事務の改善に取り組むとともに、令和7年の選挙の適正な執行に必要な体制等について検討してまいります。以上でございます。

○大島 明委員 選挙事務は何よりも公正かつ適正に行われることが求められます。これまでも我が会派の代表質問等で、選挙事務においては職員の長時間勤務が際立っており、近年の選挙の執行時におけるミスが相次いで発生していることを指摘してきました。3つの選挙と国勢調査の実施が想定される令和7年は、事務に従事する職員の長時間勤務の状況が見込まれます。このやり取りで、令和7年に想定される3つの選挙から市職員の負担が増えることとなりますが、選挙事務は何よりも公正かつ適正に行われることが求められます。事務のミスの防止だけでなく、職員の健康面、配慮からも事務量に見合った組織体制の整備や全庁的な協力がなされるよう強く要望し、質問を終わります。

○織田勝久委員 私は、北部市場の機能更新計画について、医療的ケア支援事業について、川崎市契約規則の保証金について、市バス女性運転士のトイレ問題について、障害児入所施設について、特別養護老人ホームのみどりについて、それぞれ一問一答で伺います。

まず、北部市場の機能更新計画についてであります。この間もいろいろ議論させていただいてきましたけれども、更新の基本計画では従来方式での実施と比較して14.6%のバリュー・フォー・マネーの見込みとなっております。まず、PFI事業の事業範囲の項目ごとにPSC、これは直工の場合との比較を明らかにしてください。次に、余剰地活用を含む附帯的施設ありの場合は23.57%のVFMとなっております。これについてもPFI事業の事業範囲の項目ごとにPSCとの比較を明らかにしてください。VFMの数値が大きく上昇する理由を、また詳細に伺いたいと思います。

○久万竜司経済労働局長 VFMの算定内容についての御質問でございますが、市場機能連携エリアの活用を含まない附帯的施設なしの場合、従来型手法で事業を実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担額であるPSCは、支出額が整備関係費、維持管理費、運営費等により約1,016億円、収入額が国庫補助金、市場使用料等により約573億円で、収支である財政負担額は約443億円となっております。それに対して、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担額であるPFI-LCCは、支出額が約959億円、収入額が約573億円で、財政負担額は約386億円となっております。それぞれの財政負担額について、将来の価値を一定の割引率で現在の価値に置き換える現在価値化を行った後、PSCとPFI-LCCの差である財政負担削減額を算出すると約38億円となり、この財政負担削減額を現在価値化後のPSCで割ることで比率を算出する、PFI手法の実施による財政負担の削減割合であるVFMは14.6%となっております。次に、市場機能連携エリアの活用を含む附帯的施設ありの場合につきましては、財政負担削減額は附帯的施設なしの場合と変わりませんが、附帯的施設なしのPSC、PFI-LCCの双方に収入額として、市場機能連携エリアの貸付けによる財産貸付料約140億円が加わりますことから、財政負担額であるPSCが約303億円に減少するため、VFMは23.57%に上昇するものでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 これはあくまでも仮定の話でありますけれども、農水省なんかは全国で平均10%台というふうに言っておりますから、非常にこのVFMは高いのかな、高い設定ではないか、そういうふうに思うわけであります。そもそも、このVFMの設定は32年間でありまして、PFI事業の32年以降の3年間の評価も全くこれは関係ないということも、これは大事な視点かなと思います。更新の基本計画と次期契約プランとの整合性について伺っておきたいと思うんですが、現行の経営プランは目標年次が令和7年度までとなっていることから、次期経営プランの策定に当たっては、今回の取扱量推計を含め、機能更新の考え方と整合性を図りつつ、社会経済環境の変化等を踏まえた今後の市場運営の在り方、新たな目標取扱量の設定等について検討をしていくというふうにされております。次期経営プランと機能更新計画を合わせれば、私はいいというふうに思うのでありますけれども、基本計画や市場経営のビジョンが見えないままに、62年間にも及ぶ超長期計画をつくるわけで、計画策定のプロセスがまさに逆さまではないかと、そういう強い違和感をずっと覚えているわけであります。今回の取扱量推計を含め、機能更新の考え方と整合性を図りつつ、社会経済環境の変化等を踏まえた今後の市場運営の在り方、新たな目標取扱量の設定等について検討していくとは、一体何を意味しているのか。また、次期プランが開始する令和8年度にPFI事業の見直しを行うのか、それぞれ伺います。

○久万竜司経済労働局長 次期経営プラン等についての御質問でございますが、川崎市中心卸売市場北部市場機能更新に係る基本計画では、現行の経営プランにおける施策の方向性である、消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化、市場に求められる社会的機能の発揮等を踏まえ、それらを具体化するための再整備の考え方を取りまとめたものでございまして、次期経営プランでは、社会経済環境の変化等を踏まえながら、基本計画で整理した内容を含めて、今後の卸売市場の位置づけ、役割、市場運営の在り方等を取りまとめてまいりたいと考えております。PFI事業の見直しにつきましては、機能更新におけるPFI事業実施の決定に当たっては、本市民間活用推進方針に基づき、可能性のある事業手法について整理した上で、定性評価、定量評価等を行い決定したものであり、今後は同方針に基づき定期的なモニタリング及び、おおむね5年ごとのPFI、PPPに関する学識経験者等による中間的な検証を行う予定でございますので、そうした検証のタイミングにおいて必要に応じて対応方法を検討してまいります。また、本事業の担当職員につきましては、PFI事業に関する専門知識の習得を図るとともに、そうした知識や経験を有する職員の配置が望ましいことから、関係局とも調整してまいります。こうした中、機能更新事業につきましては、長期にわたる計画でございますことから、将来的に市場運営に重大な支障が生じた場合などにおいては、関係者間で慎重に協議した上で適切な対応を検討してまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 次期プランの策定の前に更新計画を、これはPFI事業で開始するわけですね。PFI、32年間を含む62年間の超長期契約、計画ということになります。いわばソフトの整理の前にハードの整備を行うということでは、明らかに整備の順序が違うのかなというふうに、これはやっぱり思うんですね。それから、今、御答弁がありましたけれども、定期モニタリングなんかもしっかりやっていくと。必要に応じてしっかり見直しをするんだというふうにおっしゃるんだけれども、果たしてPFI事業を管理する職員の専門性があるのか、これは本当に心配ですよ。それから、開設運営協議会なんかとの議論

ということもあるようだけれども、そもそも学識の皆さん、これは当てにならないわけでしょう。少なくともこの間の北部市場の運営を見たときに、いろんな議事録、会議録を見ているわけだけれども。そういう意味で、とにかくしっかりとモニタリングの体制をつくらせていただく。職員の専門性をしっかりと高めていただく。場合によっては、このPFI事業をしっかりと管理監督する特別チームを管理課の中に置くぐらいの決意がなければ、私は難しいというふうに思っております。これは問題点をしっかりと指摘させていただきま。それから、事業契約における留意事項なんですけれども、施工事業者との適切なリスク分担を契約に位置づけるとともに、施工事業者と契約した事業費や設計内容について環境の変化に対応する範囲で見直しが可能となるよう、柔軟性を持たせた契約とすることを検討するということなんですけれども、これはどのようなことを意味しているのか、想定内容を伺っておきます。さらに、必要に応じて契約変更を頻繁に行う、そういうことなのか、それぞれ伺います。

○久万竜司経済労働局長 機能更新における事業契約についての御質問でございますが、昨今のPFI事業につきましては、長期に及ぶ事業契約となる性質上、多くのPFI事業者が、契約期間中の物価上昇等に起因する損失増を懸念していることから、複数のPFI事業者の参画による入札時の競争性を確保するため、契約期間中に、市がPFI事業者に支払う整備費等の対価や、市がPFI事業者に求める要求水準等について、物価変動等に応じた一定の調整が必要であると認識しております。そのため、国のガイドラインや他都市における事例、日本PFI・PPP協会の提言等を参考として、物価変動による改定の起算日を、一般的事例である事業契約締結日から、入札公告日や債務負担行為設定日にするなど、双方にとって合理性のある改定の基準等を設けることについて、公募資料の公表に向けて検討しているところでございます。契約変更につきましては、事業契約の変更に関する一定の基準等を満たした上で、双方が合意する場合のみ行うもので、契約の安定性の観点から頻繁に行うことは考えておりません。以上でございます。

○織田勝久委員 柔軟性を持たせた契約ということで、これは、事業者にとって不利益な事象が起こった場合、これは何でもありということになる懸念を強く感じるわけですね。これは全く先行き不透明な超長期計画であるというふうに私は思っています。例えば、実際これは委員会の報告において、32年後か20年後かに市場機能でない別の活用の可能性、市場機能でない別の活用の可能性をただしている。これは我が会派の堀添議員が質問しておりますが、そのときに、可能性としては卸売市場でない食品供給の拠点となることもあろうと思うと、そういうふうに発言しているわけですよ。これは、卸売市場は一体これから何年維持するのかと、そこだって本当は皆さんだって不安なわけでしょう。それはそうだと思いますよ。これだけ激しい流通革命の中で卸売市場が必要かどうかなんて分からないんだから。そういうことの懸念は持っておられると。そういうことの中で、今回、市場会計予算に出てくる債務負担行為、約665億円ですけれども、これだって、いずれ見直せる可能性というものがあるわけでしょう。だから、今回質問させていただきましたけれども、PFI事業後の32年後からの30年間について、今のところ全く先行きが見えない。これは出たとこ勝負では困るわけですよ。であれば、PFI事業期間と、この事業期間を合わせる、少なくとも32年間に全部事業を抑えると。そういうことの工夫ができれば、逆に、だって、それで14.6%、VFMが出ているわけですから。そういうことの議論もしっかりし

ていただきたいというふうに思うんですよ。それから、もう一つ、これは一番大事なのは場内事業者、プレーヤーのやる気じゃないですか。私、この間、随分歩いて聞いているけれども、プレーヤーから熱い熱意なんか全然伝わってきませんよ。事業をする人たちから。この年度末にも、例えば水産の卸がまた廃業するみたいな話も聞こえてくるけれども、これから要求水準書をつくったり、本格的な手続に入るんだというふうに思いますけれども、もう一度、この事業期間の見直し、そういうことをしっかりと議論していただく。そして慎重な要求水準書の作成を求めておきたいと思います。それから、今後、PFI事業のプロセスについては、プロセスに合わせて議会等への報告というものも、しっかりお願いしたいと思います。このテーマは引き続き注視してまいりたいと思います。

次に参ります。医療的ケア支援事業について伺いたいと思います。医療的ケア児の定義なのでありますけれども、これは恒常的に医療的ケアが必要な児童ということだそうです。ただ、実際、医療的ケア児の対象にならないけれども、主治医から、必要であれば座薬の投与等の予防的な指示書のある児童が在籍しているわけでありまして。座薬の投与は、これは医療行為でありますから、医師または看護師でなくては対応できません。しかし、教育委員会事務局は、医療的ケア児ではないので看護師の常駐や派遣には難色を示している、そういう問題があります。そこで、看護師資格を有する養護教諭の活用を検討できないのか、あわせて、現在看護師資格を有する養護教諭は何人在籍するのか、さらに、その活用の上での課題があれば教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 養護教諭についての御質問でございますが、養護教諭は学校教育法で児童生徒の養護をつかさどると定められており、その職務として、保健管理、保健教育、保健室経営などを行っております。学校では、事前に医師からの指示により、やむを得ず座薬を使用する必要性が認められる児童生徒が引きつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、文部科学省の学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入についての事務連絡を踏まえ、緊急やむを得ない措置として、看護師資格等によらず、居合わせた教職員が本人に代わって座薬を挿入する等の対応を行っているところでございます。また、本年2月に行った調査によると、33人の養護教諭が看護師資格を有することを確認しておりますが、資格があることをもって医行為を行わせることについては、管理体制の整備や本人の意向等も踏まえる必要があることなどを課題として認識しているところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 33人の先生が看護師資格を持っているということでありまして。この活用をぜひ考えていただきたいというふうに思うんですね。

これから養護教諭の新規採用、新規採用については特にしがらみはございませんから、看護師有資格者の活用を検討できないのか、教育長にこれは伺います。

○小田嶋 満教育長 養護教諭についての御質問でございますが、来年度の養護教諭の新規採用に当たりましては、その職務内容に医行為を含んでの採用とすることは難しいものと考えております。しかしながら、一人一人の児童生徒を可能な限り大切にするという視点から、事前に医師の指示を受けている児童生徒への対応等については、学校現場における実情を踏まえながら、看護師資格の活用等について学校を含めた教育委員会内での議論を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○織田勝久委員 看護師資格の活用について学校を含めた教育委員会内での議論を始める

と。そういう答弁をいただきましたので、経過を注視するとともに早めの結論を求めておきます。

次に参ります。川崎市の契約規則の保証金返還問題について伺いたいと思います。契約保証金については、さきの12月議会で、まず、免除については改善を図ってまいりたいと、そういうふうに答弁をいただいております。この契約規則第33条第3号について、要件の見直し内容と見直し実施時期について財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 契約保証金についての御質問でございますが、業務委託等における契約保証金の免除につきましては、長期継続契約の場合は、履行途中であっても過去2か年の間に1年以上の業務の履行確認ができていない契約実績を免除の対象とするなど、契約保証金の免除等についての取扱いを改正し、令和6年度からの実施が可能となるよう、最終的な調整を行っているところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 答弁いただきました。令和6年度から開始ということでありますから、残りあと2週間ぐらいですか、早急にしっかりと内部で詰めていただきたいと思います。また、契約の履行期間内における契約保証金の返還の規定については、契約案件の状況に応じた返還が行えるよう、それから、規則の改正に伴う見直しについても改善に向けて検討していく、そういう答弁をいただきました。この契約規則第54条第2項について、規則の改正内容と実施の時期について財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 契約保証金の規則改正についての御質問でございますが、長期継続契約に係る契約保証金につきましては、終了した年度ごとの返還など、様々な手法が想定されますことから、契約保証金制度の趣旨、役割を踏まえつつ、各契約案件の実情に応じた効果的な制度運用が実現できるよう、令和6年度中の見直しを目途に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 令和6年度中ということですから、なるべく早くお願いできればと思います。

続いて、これは環境局長に、資源物等の収集運搬業務委託における契約保証金の返還についても速やかに精査、検討してまいりますと答弁をいただいております。検討状況と見直しの実施時期について伺います。

○三田村有也環境局長 資源物等収集運搬業務委託の契約保証金についての御質問でございますが、契約の履行期間内における契約保証金の一部返還に向けて、現在、他都市調査を行い、局内で精査、検討しているところでございまして、来年度中に契約規則に基づく保証金の返還が行えるよう、引き続き関係局とも連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 財政局と環境局に御答弁いただきましたけれども、ぜひ、双方連携しながら合理的な運用ということをお願いをしておきます。引き続き経過を見ていきます。

次に、市バス女性運転士の労働環境の整備という一環で、トイレの問題を取り上げたいと思います。女性運転士の基本的な活用については、現在、塩浜営業所に4人、鷺ヶ峰営業所に3人いらっしゃるわけでありまして、その活躍は多様な働き方の推進に寄与する、そのようなことをベースに、女性運転士の採用に向けた取組もこれから進めていく、交通局はそういうような考え方だそうであります。折り返し所などに設置しているトイレについて、これは塩浜営業所所属の女性運転士から直接要望をいただきました。男女別に

とにかくトイレを設置してほしい、それから、トイレに出入りが見えないように囲いを造ってほしいというものであります。実際に私も視察を行いました、気の毒な状況を理解いたしました。さらに、手洗いの状況も改善が必要だというふうに感じました。

ちょっとディスプレイをお願いします。これは市営埠頭であります。底地はちなみに港湾局の土地であります。もちろん公衆、周りから丸見えということですね。こういう状況であります。これは雨が降ると足元がすぐびしゃびしゃになるということで、このようにブロックの残骸が置いてあるということ。ちなみに内部も見てまいりましたが、女性が1人で喜んで入れるような環境ではないなというふうに感じました。次に、これは水江町であります。御案内のとおり、今、橋の橋脚の工事をやっている近くでありますけれども、ここは底地は国有地であります。あえて夕方、夜、撮ってきたんですが、暗いんですね。それから、あともう一つが、ここは今、昼間、この地点を乗換えポイントにして、ここから先の奥の企業に、企業の車がピストンで送るということもあって、特に朝はそれなりに混雑がある。これは交通局が混雑の緩和のお願いをさせていただいているようではありますが、まだ特に朝の時間は混雑する場所に実はなっています。3つあるんですけども、左からの1つ目、2つ目は同じトイレ。和式のトイレです。右が、これは水道なんです、事実上のごみ捨て場になっちゃっているんですね。これも内部。これは清掃業務委託の話も別にあるんだけど、女性が1人で安心して入れるという感じではないなと思いました。とにかく丸見えなんですよ。それから、これは東扇島西公園。サンキュウという流通センターがあるんですが、その中に置いてあるトイレなんです、このように脇から入っていった奥にあるんですね。だから、これは本当に暗く、ふだんでも人通りがないところで、薄暗いということ。トイレの中もありますけれども、特に、やはり明かりと衛生面、いろいろあるんですが、さらにちょっと驚いちゃったのが、これなんですね。これは何ですかね。これは、要は手洗いの水なんです。ちょっと拡大しましたら藻が生えているんですね。これで手を洗えというのもちょっと気の毒かなという。これも驚きましたですね。それから最後、これは京セラ前であります。ここも底地は市有地でありますけれども、ここも、もう一つぐらい女性の別のトイレを造ってほしいなというふうに思うんだけど、ここも、これは手洗い。何か気の利いたものがあるなと思ってちょっと見たら、中はカビだらけと。そういうことなんですね。ですから、女性が使いやすいトイレ、女性のトイレを造るということと、あと、もう一つ、囲いを造っていただくということと、あと、しっかりと手が洗える。これは、やはり衛生面ね。運転士さん本人だけじゃなくて、乗客とも接するわけですから、そういう意味ではしっかり考えていただきたいと思いました。底地が港湾局の所管の箇所などから早急に改善すべきというふうに考えますが、今後の取組について交通局の見解と対応を伺っておきます。

○中上一夫交通局長 折り返し所等の女性用トイレについての御質問でございますが、初めに、トイレの設置等につきましては、職員との意見交換や営業所等からの要望などを踏まえ、これまでも取組を進めてきたところでございますが、働きやすい職場環境の観点から重要であると認識しているところでございます。次に、男女別トイレ及び囲いの設置につきましては、敷地の確保等の課題解決も含め、設置の可能性について検討を行うとともに、手洗い場につきましては衛生上の観点から改善を図るなど、引き続き実施可能な取組から進めてまいりたいと考えております。以上です。

○織田勝久委員 経過を見ていきますので、特に底地が港湾局のところは、港湾局と相談していただいて、早急に対応いただければなというふうに思います。経過を見ていきます。

次に参ります。障害児の入所施設に関連して、これは中央療育センターのショートステイを活用していた、当時小学校3年生の清水正和君が死亡した事件、これについて取り上げたいと思います。2016年12月ですから、もう丸7年がたったんですね。今日は保護者の皆さんに了解をいただいて、あえて議場でお見せをするということにいたしました。ディスプレイ、お願いします。これが保育園にいたときの正和君なんですね。これを見ていただいて分かると思うんですけども、発語はできませんでしたが、コミュニケーション能力がすごい高い子だったんですね。それで、もう誰にでもかわいがられて仲よくできる、そういう子だったんです。これはもう卒業のときですけれどもね。非常に皆さんから愛された、そういう子どもだったんですが、その事故の後に、私は事件だと思っているんですけども、同愛会が自分たちで勝手に報告書を作ったわけですよ。その報告書の中の正和君の実態と、実際、正和君の育ちに対して地域で関わってきた人たちとの認識があまりにも違うと。それが、私もこの問題をお手伝いさせていただいた原点になります。これも議場でさんざんやらせていただいたんですが、2020年の7月に、やっと検証を行う有識者会議、そういうものの設置がなされました。ただ、それからもう4年がたったんですね。4年たったんですけども、いまだに有識者会議の中央療育センターの事故検証報告書ができていません。一体これはいつできるんでしょうか。そして、ここまで時間がかかっている理由は何か。それぞれ簡潔に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 児童死亡事故の検証報告書についての御質問でございますが、本報告書につきましては、今後の再発防止を目的として、これまで関係各所と丁寧に調整をしてきたところでございまして、今年度中の作成を目途に作業を進めているところでございます。また、本事案の再発防止に向けて、検証委員会をはじめ、様々な機会を通じて多くの方と意見交換を行いながら、報告書への意見の反映について丁寧に調整を行ってきたため、時間を要したところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 検証委員会、そもそも2年間だったわけですから、もう予算もついていない。そういう中で、よく検証委員の皆さん、有識者の皆さんが、無償でどういう形で協力していただいているのか、そこもよく分からないんですけども、丁寧に調整というふうに言いますが、私、所管課が指定管理事業者の同愛会に対して管理監督権を持っているという緊張感を感じないんですよ。私も、ここまで長引いたら、今さら慌てずに、これは同愛会の作った検証報告書に影響を受けない、真に自主自立の検証報告書を作っていただきたいと思いますので、これはお願いしておきます。推移を見ていきたいと思えます。

最後ですが、特別養護老人ホームでのみとりの問題について、ちょっと質問しておきたいと思えます。みとりで亡くなられたときに、嘱託医が不在の場合は死亡診断をどのように行うのか、健康福祉局長に伺っておきます。

○石渡一城健康福祉局長 特別養護老人ホームにおけるみとりに関する御質問でございますが、特別養護老人ホームにおいて、嘱託医が不在の際に入所者が亡くなった場合におきましては、施設と嘱託医との事前の調整等に基づき、死亡後、嘱託医が改めて診察を行う等により、死亡診断書が作成されているものと伺っております。以上でございます。

○織田勝久委員 嘱託医の先生も、ずっと地元に残りついでいるわけじゃない。例えば学会への出張に行ったりとか、法事で遠出をするとか、夫婦の記念日に旅行するとか、いろいろ地元を長期に留守にするということはあるわけですね。そういうときは救急車を呼ぶこともあるということなんだけれども、これは本当に救急隊は御苦労な、本当にお気の毒なわけですね。現在、議会に上程されています指定基準条例の一部改正の中で、協力医療機関を定めることの義務づけとも、これは直接関わる課題だというふうに認識しておりますし、さらに、嘱託医の負担をどう減らしていくかということも、もっと考えなきゃいけない。死亡診断しても、これは診療報酬は出ないわけですからね。どのように医療機関との連携を進めていくのか。これは本当に改めて議論をしっかりと進めなければいけないテーマだというふうに思っています。特養の入所者が夜間に亡くなることは多いが、その間、施設には医療関係者はいらっしやらないわけですね。在駐のスタッフでは心肺停止の判断はできないわけでありまして。そこで、医療スタッフ以外でも心肺停止を判断できるモニター、バイタルや心拍数や脈拍を通知するセンサーなどの設置を進める補助制度の創設を本市として行う必要があると考えますが、見解と対応を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 特別養護老人ホームでのみとりについての御質問でございますが、県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した補助対象事業として、みとり環境の整備がございます。本事業は、みとり及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備に要する費用について、1施設当たり382万円を上限額として支援するものでございまして、御指摘の機器につきましても対象となるものでございます。これまでも介護サービス事業所に対して補助金の活用に関する希望調査を実施してきているところでございまして、引き続き、積極的に事業所への周知を図り、みとりの環境整備に努めてまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 実は、この補助制度はあまり知られていないんですね。使い勝手も、ちょっとよくないようであります。周知と柔軟な運用をお願いしておきたいと思っております。みとりのスペースを確保するというのと、例えばハートモニターのような心肺停止の確認ができるモニターを設置するというのと、逆に分けて、ハートモニターみたいなものが整備ができるというような補助金の在り方も考えていただきたいと思います。終わります。

○かわの忠正委員 私からは一問一答にて6点、13款6項3目文化財保護費、4款2項2目保育事業費、13款6項2目社会教育振興費、13款1項7目、G I G Aスクール構想推進事業費、10款3項2目市街地整備費、2款2項5目庁舎建設事業費を、極力簡潔に順次伺ってまいりたいと思っております。

初めに、13款6項3目文化財保護費1億364万7,000円について伊藤副市長、教育次長に伺います。河原町グラウンドの代替地確保策についてです。この件は、幸区の旧河原町小学校跡地に県立特別支援学校を建設することに伴い、これまでのグラウンド、体育館利用者の代替地確保のため、令和4年6月議会で取り上げて以来、今回で6回目となります。前回質問の際、グラウンドの代替地の確保策の一つとして、旧南河原保育園跡地についてこれまでも取り上げてまいりました。この旧南河原保育園跡地に保管されている埋蔵文化財の適切な保存、整理、活用について、埋蔵物の移管に向け、御答弁では、収蔵施設の設置場所についても幅広く検討を進めており、検討候補地の利用者や地元関係者等に対して施設の整備について協議等を行っているとのことでした。その後の進捗状況と、令和6年

度予算案に計上されているこの関係の予算内容、令和6年度の取組とその後のスケジュールを、教育次長に具体的に伺います。

○池之上健一教育次長 埋蔵文化財についての御質問でございますが、埋蔵文化財の新たな収蔵施設につきましては、昨年12月以降、設置場所について絞り込みを進めるとともに、検討候補地の利用者や地元関係者等に対し、当該施設の概要や開設後の運用等について説明を重ねるなど、取組を進めております。当該施設は軽量鉄骨造での設置を検討しており、そのリース料3,000万円を令和6年度予算案に計上しているところでございまして、令和6年度中の設置場所の確定と施設整備に向け、引き続き、県立特別支援学校の設置スケジュールも踏まえながら取組を進めてまいりたいと考えております。また、当該施設への埋蔵文化財の移動につきましては、施設の設置後、速やかに対応してまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 現在の旧南河原保育園跡地とは別な場所に、新たな収蔵施設をリースにより令和6年度中に整備するとのことでした。昨年の予算審査特別委員会での御答弁で、令和7年度まではグラウンドが使用できるとのことですので、それまでには移設していただき、旧施設の除却もスケジュールに入れていただきたいと思います。現在、この旧南河原保育園の土地の所管は教育委員会であります。令和8年度からグラウンドが使えなくなるので、令和7年度までに代替地を確保していくために、この土地の活用について地域の声を伺いながら、用途の位置づけをはじめ、事業主体、所管局を明確にしていくことが重要であります。庁内関係部署との調整をどう進めていくのか、令和6年度にしっかり進めなければなりません。収蔵品を搬出完了後、グラウンドで利用できるようにするためには、令和7年度までに建物の除却が必要です。この点について令和6年度はどのように進めるのか。これは局をまたぐ話ですので、伊藤副市長に取組を伺います。

○伊藤 弘副市長 今後の調整についての御質問でございますが、現在、河原町グラウンドにつきましては、市と河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会で締結いたしました協定書により、地域利用に供されているところでございます。県立特別支援学校の新設工事期間中及び開校後においても、現在グラウンドを利用している方々が活動を継続できることは大切であると認識しておりますので、県立特別支援学校の設置スケジュールなどを踏まえつつ、地域の声もお聞きしながら、関係局区の連携の下、地域開放の在り方や旧南河原保育園施設・用地の活用方法等について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○かわの忠正委員 グラウンド利用者にはグラウンドゴルフ等、高齢者の方が心身ともに健康づくりや地域の絆をつくるために、様々な効果が発現をされているところであります。このグラウンドが3～4年利用できなくなると、健康にも影響が出かねないと心配している声もございます。御答弁では、現在グラウンドを利用している方々が活動を継続できることは大切との認識をお示しいただきました。用地の活用方法を検討されるとのことですので、よろしく願い申し上げまして、この質問を終わります。

では、次に、この河原町グラウンドの代替地確保に関連して、4款2項2目保育事業費の中の公立保育所整備費6億8,218万4,000円について、こども未来局長に伺います。河原町保育園の建て替えに伴う対応について、昨年6月議会で河原町保育園を改築する際の仮設園舎設置に向けた進捗状況等を質問し、仮設用地として県営6号棟東側の通称黒広場へ、

令和6年度末に仮設園舎への移転を予定しているとのことでした。仮設園舎への移転に関する令和6年度の予算案の内容と金額、あわせて、新園舎建設に関する予算の内容を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 河原町保育園についての御質問でございますが、仮設園舎に関する予算につきましては、賃貸借料のほか、仮設園舎への引っ越し費用とそれに伴う産廃処分費用として約1,372万円を、新園舎に関する予算につきましては、既存園舎の解体設計委託料のほか、PFI等導入可能性調査業務委託料及びアスベスト調査委託料として約2,433万円を計上しております。以上でございます。

○かわの忠正委員 仮設園舎の敷地の周囲のフェンスについて、令和4年12月議会で黒広場の周囲にフェンスを設置してほしいとの要望があることを申し上げました。設置するフェンスについて新園舎完成後、返却する際にはフェンスを残すなど、地元の方の声をお聞きしながら、効率的に地元の方が喜ばれる形での対応をしていただきたいと思います。そこで、仮設園舎のフェンスの構造について、令和6年度予算ではどのように計画されているのか伺います。また、安全対策ではもう一つ、この黒広場の周囲の樹木について、数年前の台風で倒れた木があることを紹介し、仮設園舎建設の際には倒木の危険性がないか確認してから工事をするよう指摘いたしました。対応について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 河原町保育園の仮設園舎についての御質問でございますが、初めに、フェンスの構造についてでございますが、外周のメッシュフェンスにつきましてはスチール製を予定しておりますが、防球ネットにつきましては、園児が投げたボール等が外部に飛び出すことを防止するため、必要な箇所に樹脂製のネットを予定しているところでございます。なお、いずれにつきましても、現時点では仮設園舎使用期間後には原状回復し、所有者に土地を返却する予定でございます。次に、樹木についてでございますが、令和4年に所有者である県と市が実施した樹木診断において、倒木の危険性が高い樹木につきましては既に伐採済みとなっております。仮設園舎の設置に当たりましては、さらに安全性を確保するため、当該樹木診断結果において、直ちに倒木の危険はないものの、健全な状態ではないと診断された樹木につきましても伐採するとともに、園庭や歩道に飛び出している枝についても枝払いする予定でございます。以上でございます。

○かわの忠正委員 では、既設の河原町保育園についてです。まず、建て替える際、建物の規模や構造については、保育所機能と地域子育て支援センター機能を中核として、民間活用の手法による他の施設との複合化も視野に入れながら、整備手法について関係局と協議を進めるとの御答弁でしたけれども、令和6年度の具体的な取組を伺います。複合施設について、今後、地域性や保育所等との親和性を踏まえて関係局と協議をし、地域等からの御意見も伺いながら、具体的な活用方法等について検討を進めていくとの御答弁でしたので、令和6年度の具体的な取組を伺います。あわせて、改築後の河原町保育園新園舎の建物改築に伴う安全対策についてですが、河原町団地内の建設工事では土壌対策が必要となることを指摘しました。対応を質問しました。土壌調査を実施し、調査結果に基づき必要な範囲の土壌汚染対策を行うとのことでしたが、調査結果の内容と令和6年度の取組を伺います。また、擁壁についての老朽化を指摘いたしました。今後の取組を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 河原町保育園新園舎についての御質問でございますが、初めに、整備手法と複合化についてでございますが、効果的、効率的な事業の推進をするため

に、整備手法や複合施設の可能性について、令和6年度に民間事業者から意見を聴取するサウンディング調査を実施する予定でございます。次に、土壌調査結果についてでございますが、保育園敷地全域におきまして、基準値を上回る鉛及びその化合物等が検出されたことから、令和6年度から令和7年度に実施する既存園舎解体に係る設計及び工事完了後、令和8年度以降に新築工事と併せて、必要な土壌汚染対策を行ってまいります。次に、擁壁についてでございますが、新築工事と併せて状況を確認し、必要な場合につきましては適切に対策を行ってまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 安全性を確保しながら速やかな建て替えを進めていただきたいと思います。

では、次に、13款6項2目社会教育振興費の中で学校施設有効活用事業費3億140万2,000円が計上されています。先月、学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針が策定されました。まず、この事業の目的と内容、期待される効果、今後の取組の方向性を教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 学校施設有効活用事業についての御質問でございますが、本事業は、市民共有の財産である学校施設を有効活用するため、学校教育に支障のない範囲で、小・中・特別支援学校の校庭や体育館、特別教室等を開放するものでございまして、地域における活動拠点として学校施設を多くの方々に御利用いただいております。こうした中、特別教室等を地域の皆様がより活用できるような仕組みを構築するとともに、校庭及び体育館を含めた運用方法の見直しを目指し、本年2月に学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針を策定したところでございます。今後、もっと使ってもらうための情報発信の強化や特別教室等の開放拡大、使いやすくするための予約システム及びスマートロックの導入、みんなで使うための利用者による相互協力を前提とした仕組みへの移行など、本方針に基づき取組を進めてまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 学校施設のさらなる有効活用を期待をするところであります。では、学校施設の予約システム及びスマートロックについて、令和6年度の具体的な内容と導入経費、導入のスケジュールを伺います。

○池之上健一教育次長 予約システム等についての御質問でございますが、導入予定の予約システムにつきましては、現在、紙媒体での提出を求めている利用申込みや利用報告といった手続を電子化するとともに、スマートフォン等での媒体で手軽に確認できるよう、予約状況等を可視化するものでございます。また、スマートロックにつきましては、予約システムと連動して利用申込みごとに発行される暗証番号等を用いて扉を解錠するもので、鍵の受渡しに伴う負担や紛失リスクの低減を図るものでございまして、学校が避難所となった場合等にも対応できるよう、既存の物理鍵も併用できる仕組みとしてまいります。これらの仕組みの導入に向けた経費といたしましては、令和6年度予算案に約2億2,000万円を計上したところでございます。導入スケジュールにつきましては、地域によって差が生ずることのないよう、令和7年度中の全校での運用開始を目指し、令和6年度にはシステム構築や事業者の公募等を進めるとともに、各区での説明会の開催など円滑な移行に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 関係者の負担軽減、利便性向上に期待をするところであります。効果が発現できるよう、円滑な移行をお願いしたいと思います。では、論点を進めまして、現

行のシステムは、施設開放に利用希望する団体が事前に登録してから申込みとなっております。利用団体の登録には、これまで施設開放運営委員会が団体登録票などの所定の提出書類について、営利団体に該当していないかなどを確認する形で相互に協力をしております。また、利用団体の登録後においても、施設開放運営委員会が開催する利用調整会議等の場を通じて、学校と利用団体の顔が見える関係が構築されております。予約システム導入後においても、こうした役割は不可欠であります。利用団体の登録について、システム導入後ではどのようになるのか、手続、条件等具体的に伺います。あわせて、減免団体登録も同様か、伺います。さらに、施設開放運営委員会の今後の体制についてもどのように考えておられるのか、伺います。

○池之上健一教育次長 団体登録等についての御質問でございますが、予約システム等の導入に伴う団体登録の手続や条件等につきましては、現行の制度を基本としてまいります。また、利用者だけではなく、開放指導員をはじめとする地域の方々に担っていただいている鍵の管理や、各種報告書類の作成などの負担が軽減されるよう、見直しを図ってまいります。減免につきましては、現在、子どもの健全育成を目的とする活動や、障害者の社会参加等を目的とする場合に適用しており、システム導入後も同様の取扱いとしてまいります。システム導入後の運営体制につきましては、これまで学校施設開放運営委員会が担ってきた役割の一部は予約システム等が担うこととなりますが、学校施設の利用に当たっては学校と利用者の顔が見える関係の構築が重要であり、今後も利用調整等は必要と考えておりますので、各学校の開放運営委員会を基本とした体制を継続し、引き続き、地域の皆様に愛着を持って学校施設を御利用していただきたいと考えております。以上でございます。

○かわの忠正委員 利用団体の登録の手続は現行制度を基本とするとのことでした。関係者の負担軽減が図れるよう見直しを図っていくということでございますので、期待して見守ってまいりたいと思います。

次に、13款1項7目、G I G Aスクール構想推進事業費4億5,747万1,000円について教育次長に伺います。G I G Aスクール構想の推進の中でWi-Fi環境の整備推進について、教育を受ける権利の平等性の観点から特別教室への整備についてであります。まず、この事業費の目的と新年度の予算の内容、これまでの特別教室へのWi-Fiの設置状況を具体的に伺います。

○池之上健一教育次長 G I G Aスクール構想推進事業費についての御質問でございますが、本事業費につきましては、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残すことなく個別最適化された学びを実現することを目的としており、本市のG I G Aスクール構想の基盤を支える事業費の一つでございます。令和6年度につきましては、通信機器のライセンス維持やアカウント管理及びICT支援員の配置に加え、データの利活用に向けた環境整備などに取り組むものでございまして、令和6年度予算案に約4億5,000万円を計上したところでございます。また、市立学校のWi-Fi環境につきましては、G I G Aスクール構想の準備を行った令和2年度に、全ての普通教室、職員室及び体育館に整備するとともに、それぞれの学校から要望のあった特別教室4教室程度にも整備したところでございます。以上でございます。

○かわの忠正委員 誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びを実現することが目

的であり、通信ネットワークを一体的に整備することはG I G Aスクール構想の基盤を支える事業とのことでありました。しかし、特別教室への整備については各校それぞれ4教室程度との御答弁でした。これまで何度かG I G Aスクール構想の事業を視察してまいりました。見るたびに、教師はもとより児童生徒さんがパソコンを使いこなして十分活用されている、すばらしいなというふうに感じているところでもあります。授業の在り方が大きく前進していることを改めて感じました。現場のお声では、Wi-Fiについて、普通教室の授業では十分使えるんですけども、特別教室ではつながらない教室があり、授業の進め方に支障が出ているということでした。そこで、未設置の特別教室にWi-Fiを設置することについて見解を伺います。

○池之上健一教育次長 Wi-Fi環境の整備についての御質問でございますが、G I G A端末はインターネットに接続して、クラウドを利用することを前提としたものであり、学校内の学習活動において、特別教室も含めたWi-Fi環境の整備は重要な要素であると考えております。今後、デジタル教科書の活用や全国学力・学習状況調査等におけるG I G A端末を使用したテストの実施など、普通教室の通信環境に対する負荷の増大が想定されているため、現状では普通教室での安定的な通信の確保に努めているところでございます。以上でございます。

○かわの忠正委員 現状では普通教室での確保に努めているとの御答弁でした。人口増加を続ける本市では、生徒数の増加により校舎を新たに増設している学校もあります。その増設された棟の特別教室にWi-Fiが通じなくて授業に支障が出ている学校もあります。教育を受ける権利の公平性を保つ意味から早期の解消が必要です。各学校の状況を丁寧に掌握して早期に整備すべきですが、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 Wi-Fi環境の整備についての御質問でございますが、校舎の増築等により教室が増加した場合には、普通教室ではWi-Fi環境を整備しておりますが、特別教室では当初設置している1校当たり4教室の範囲内で、学校と調整しながら整備している状況となっております。こうした状況を踏まえ、引き続き、学校からの相談に応じて、G I G A端末をインターネットに接続するためのモバイルWi-Fiルーターの配備数を増やす等の対応により、通信環境の整備を進めてまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 Wi-Fiルーターの配備数を増やして対応されるとのことなので、早期の配備を要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、10款3項2目市街地整備費10億8,070万6,000円の中の密集住宅市街地整備促進事業費1億4,370万円について、まちづくり局長に伺います。大規模地震の際、密集市街地は火災延焼被害や避難の困難性の高さなどが懸念されております。防災力の強化として、大規模地震時の火災による延焼被害の低減に向けた耐火性能強化や老朽建築物の除却等、不燃化対策も重要であります。不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進について、具体的な主な事業内容、予算内訳、対象地域について伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 密集住宅市街地整備促進事業費についての御質問でございますが、初めに、事業の対象地区につきましては、不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例により指定した小田周辺地区と幸町周辺地区でございます。次に、主な事業内容につきましては、同条例による規制及び補助制度による建築物の不燃化の促進、防災意識の醸成を図るための周知啓発、防災空地の整備等でございます。また、小田

周辺地区におきましては、小田周辺戦略エリア整備プログラムに基づく道路機能の強化や、地域住民との協働による地区まちづくりなどの取組を実施しております。次に、予算につきましては、補助制度に約1億1,000万円、普及啓発等の事業に約780万円、小田周辺戦略エリア整備プログラムの関連で約2,540万円、計上しているところでございます。以上でございます。

○かわの忠正委員 両地区共通の取組に加え、小田周辺地区は道路機能強化や地区まちづくりなどにも取り組むとのことでした。では、幸区幸町周辺地区についてですが、この地区における目標と、これまでの進捗状況を具体的に伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 幸町周辺地区についての御質問でございますが、初めに、目標につきましては、川崎市総合計画第3期実施計画において、延焼シミュレーションにより算出される想定焼失棟数を成果指標としており、これを平成21年度川崎市被害想定調査に対して、2地区合計で35%削減することを令和7年度までの目標値としております。幸町周辺地区には約2,000棟の建築物がございますが、このうち約900棟が準耐火建築物と同等以上、残りの約1,100棟が準耐火建築物よりも耐火性能が劣る構造となっており、これらが準耐火建築物と同等以上に更新されることで不燃化が進み、成果指標が改善されてまいります。令和4年12月時点の削減割合は2地区合計で約33.7%と、目標値達成に向け順調に推移しているところであり、不燃化対策は進んでいるものの、一部の狭い道路沿いでは、接道状況や個々の御事情等により、老朽化した建築物の建て替えが進まないなどの課題もございます。以上でございます。

○かわの忠正委員 課題としては、一部の狭い道路沿いでは接道状況などにより建て替えが進まないとのことでした。道路幅が不足し建て替えができない家もあるので、建築物の共同化建替工事・設計に対する補助金制度が活用されるよう、さらなる拡充も検討が必要かと考えます。また、幸区内では戸建て住宅の建て替えも進んでおります。土地を売った場合、開発業者は、例えば40坪の土地だと2軒建てたり、隣接地も併せて買って数軒建て売りで売り出すという、密集した地区の中でさらに再密集化が進んでいます。本市では火災延焼シミュレーションを毎年更新され、状況を把握されているようですが、平成29年条例改正以来7年経過しております。川崎区小田周辺地区とは違う状況として、この幸町周辺地区は川崎駅から近いという特性を踏まえての検討が重要です。幸町周辺地区の状況に合わせた不燃化に向けた安全なまちづくりへのさらなる支援策を検討すべきと思いますが、見解と対応を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 幸町周辺地区についての御質問でございますが、現在、令和7年度の目標達成に向けて支援等に取り組んでいるところでございますが、令和8年度以降につきましても密集市街地の改善は継続して行っていく必要があると認識しているところでございます。今後は、これまでの支援策の効果検証や、地区の状況、課題などを踏まえた上で、より効果的、効率的な支援策となるよう、令和7年度までに見直しを図ってまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 効果検証を踏まえて令和7年度末までに見直しをされるとのことなので、効果的な支援策となるよう見守ってまいりたいと思います。

次に、2款2項5目庁舎建設事業費について総務企画局長に伺います。川崎市総合計画第3期実施計画において、戦略的なシティプロモーションの一つとして、川崎の特性を生

かした観光の振興に取り組むとされております。観光資源は、川崎駅周辺では、何度もこの議場でもお話しされていますけれども、ミューザ川崎シンフォニーホールをはじめ、ラゾーナ川崎プラザ、ホリプログループのエンターテインメントホールのスペルノーヴァカワサキなどがあり、京急川崎駅西口には最大1万5,000人の収容可能となる新アリーナが2028年10月開業を目指すなど、川崎駅周辺には集客が見込めます。今年のある賀詞交換会に参加したところ、川崎駅西口のホテル関係者の方からお聞きした話では、コロナ禍以降、集客も戻りつつあり、宿泊客の半数以上は外国人なんですと、川崎駅は東京や横浜等へのアクセスは利便性がよくて、ホテルの周辺ではラゾーナへ歩いてショッピングができるし、宿泊代は東京、横浜等周辺地域と比べてリーズナブルなため好評なんですという話をお伺いしました。インバウンドに川崎が適している話を聞いて、川崎も、さらに自信を持って集客に取り組むことが大事であると感じました。そこで、さらなる観光資源には、この新本庁舎の展望フロア、25階、あわせて、また復元棟があります。昨年、展望フロアがオープンして以来、連日人が途切れることがないくらい、25階からの眺望を楽しみに来所される方が絶えません。私は、25階の展望フロアに来られた方かなと思われる方に、エレベーターの中でいろいろお話を聞いています。リピーターが大変多いことにも驚きました。1月中旬にお声かけした方には、実は25回目なんですという方もいらっしゃいました。びっくりしました。新本庁舎は今や観光スポットとして市民に慕われる存在にはなりつつあり、シビックプライドの醸成にも貢献していると思います。そこで、来庁者向けに展望フロアと復元棟、本会議場などの見どころマップの作成、案内表示の改善、市政だよりはもとより、「かわさき きたテラス」や旅行者への情報提供などの広報の強化、また、外国人向けに外国語表記なども有効かと考えますが、見解と対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 本庁舎についての御質問でございますが、来庁者向けの案内としては、現在、総合受付や情報プラザ等において2種類のリーフレットを配布しているところでございますが、来庁者に本庁舎の見どころをお伝えするため、紹介用配布物の作成や案内表示の工夫などを行い、本庁舎をさらなる観光資源として活用できるよう取り組んでまいります。観光情報の発信等につきましては、関係局とも連携し、近隣施設において広報物を配布するなど効果的な取組について検討してまいります。また、外国語表記につきましては、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮し、案内の内容等に応じ、見やすさを重視して表示を行っているところでございますが、今後、来庁者の利用実態等も踏まえ、必要に応じて対応してまいります。以上でございます。

○かわの忠正委員 見どころの配布物を作成していただけたとの御答弁でした。よろしくお願ひしたいと思ひます。意見要望ですけれども、本庁舎のライトアップとか前面広場のゴボ照明、これについても大変好評な声をいろいろお聞きしておりますので、実施される際には、いろんな媒体を使って情報提供のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。この本庁舎見学を通じて川崎市へのシビックプライドの醸成が進み、市民の憩いのスポットとなるよう期待し、私の質問を終わります。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時16分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○宗田裕之委員 私は、地球温暖化対策について、それから、学生・若者支援制度について一問一答で質問します。

まず、地球温暖化対策についてです。全国的には非常に進んでいるのが東京都で、東京都の例を比較しながら川崎市の地球温暖化対策の制度を見ていきたいと思えます。まず、太陽光発電の設備の設置についての補助金についてです。太陽光発電設備等設置費補助金について、その内容を環境局長に伺います。

○三田村有也環境局長 太陽光発電設備等設置費補助金の制度内容についての御質問でございますが、補助対象といたしましては、太陽光発電設備、蓄電池の設置費や、Z E H住宅の建設費を対象としており、特に、太陽光発電設備については、これまで以上に再エネの地産地消、自家消費を促進する観点から、F I Tを適用しない自家消費型のメニューを設けたいと考えております。太陽光発電設備と蓄電池の補助単価につきましては、F I Tを適用する太陽光発電設備は1件当たり4万円、F I Tを適用しない設備はキロワット当たり7万円、蓄電池はキロワットアワー当たり10万円を予定しております。今後、国の交付決定を踏まえ、今年の夏頃までに事業を開始してまいりたいと考えております。以上でございます。

○宗田裕之委員 それでは、4キロワットの太陽光発電設備を設置した場合、初期費用は補助金でどのくらい軽減されるのか、伺います。

○三田村有也環境局長 補助金による初期費用の軽減についての御質問でございますが、4キロワットの太陽光発電設備を設置した場合、国の試算によると、112万円の初期費用がかかるものとされておりますが、本補助金を活用し、F I Tを適用しない自家消費型太陽光発電設備を設置した場合、28万円の初期費用の軽減を図ることが可能でございます。以上でございます。

○宗田裕之委員 それでは、ディスプレイをお願いいたします。川崎市の補助金については2種類ありまして、これは太陽光発電設備のほうの補助金です。左が川崎市、右側が東京都ということで、川崎市の場合は、住宅用は新築、既築ともに太陽光は1件4万円、これはF I T対応。F I T対応しない場合は1キロワット7万円。それから、蓄電池はキロワット10万円ですね。東京都のほうは新築のほうはキロワット当たり12万円、上限36万円。それから、既存住宅向けがキロワット15万円、上限45万円ということです。初期費用についてですけれども、川崎市のほうは一戸建ての場合は4キロワットが、大体戸建てが標準なので、初期費用が112万円ですから、補助金の28万円を差し引くと84万円ぐらい。それから、東京都の場合は、既存では差し引くと67万円、新築でも76万円ということで、やっぱりちょっと東京都のほうが充実していると思えます。それでは、2つ目のゼロエネルギーハウス——Z E Hについてです。それでは、ゼロエネルギーハウスについて、その内容を伺います。

○三田村有也環境局長 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZ E Hについての御質問でございますが、Z E Hは、外皮の断熱性能等の向上や高効率な設備システムの導

入により、省エネルギーを図りながら太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅でございます。以上でございます。

○宗田裕之委員 ゼロエネルギーハウス——Z E Hとは、家庭で使用するエネルギーの全てを自宅の太陽光発電などで賄う住宅のことです。それでは、ゼロエネルギーハウスとして4キロワットの太陽光発電設備を設置した場合に、自宅の電力量で自宅の電力消費は賄えるのか、伺います。

○三田村有也環境局長 Z E Hについての御質問でございますが、高い断熱・省エネ・創エネ性能を持つ住宅であるZ E Hの基準を満たした住宅であれば、太陽光発電設備が生み出すエネルギーにより、自宅の照明や空調など、一次エネルギー消費量を賄うことが可能と考えられます。以上でございます。

○宗田裕之委員 断熱の省エネなども含めてZ E Hの基準を満たしていると、賄えるということですが、それでは、川崎市の省エネの基準値について、断熱性能——U A値、また、省エネ基準ごとの補助を伺います。

○三田村有也環境局長 Z E Hについての御質問でございますが、太陽光発電設備等設置費補助金におきましては、国の定める住宅の外皮性能であるU A値は0.6を満たすことや、設計時の一次エネルギー消費量が基準となる消費量から20%以上削減されていることなどの要件を満たした場合には、Z E Hの基準を満たした建築物として、1件当たり55万円の補助を予定しております。また、さらに25%以上削減などの要件を満たした場合には、Z E Hプラスとして1件当たり100万円の補助を予定しております。以上でございます。

○宗田裕之委員 それでは、ディスプレイをお願いします。これはゼロエネルギーハウスですけれども、川崎市の場合は、Z E Hの場合は断熱性能——U A値が0.6以下、そして、冷暖房費の削減率が20%以上であれば戸建てで55万円の補助が出ると。それから、Z E Hプラスの基準は、冷暖房費の削減率が25%以上であれば、戸建て住宅100万円の補助が出ることですから、非常に一般的な2階建ての既存住宅をZ E H仕様にする場合に300万円ぐらいかかるということですが、100万円の補助は非常に大きいと思います。東京都の場合は、大体同じ基準で見ると、戸建て住宅に40万円、それから、さらに集合住宅にも適用するのが特徴であります。それでは次に、P P Aモデル、初期費用ゼロモデルについて、その内容を伺います。また、P P Aモデルのスケジュールと目標について伺います。

○三田村有也環境局長 P P Aモデルについての御質問でございますが、本市では現在、市立学校を中心にP P Aモデルによる太陽光発電設備の導入を進めておりまして、今年度、市立学校5校に夢見ヶ崎動物公園を加えた6施設を対象として、昨年11月に公募型プロポーザルにより事業者を決定したところでございます。今後、P P A事業者による設備導入の詳細調査を実施し、設備設置が可能と判断された施設に設備を導入していく予定としております。また、本年1月からは、市立学校50校を対象とした公募型プロポーザルを実施しているところでございまして、今月末には事業者が決定する見込みでございます。次に、P P Aモデルのスケジュールと目標についてでございますが、令和6年度には、今年度未実施の市立学校について事業者を決定し、令和8年度末までに設置可能と判断された学校への設備導入を完了させる予定としております。また、市立学校以外の公共施設につきましても、令和7年度以降、順次、P P Aモデルによる設備導入を実施し、基本計画に定め

る2030年までに設置可能な公共施設の半数に太陽光発電設備を導入の達成に向けた取組を推進してまいります。以上でございます。

○宗田裕之委員 ディスプレーをお願いします。これがPPA初期費用ゼロモデルですけれども、川崎市は市の施設に導入していくという方向ですが、今年度は市立学校5校など6施設、それから、市立学校については2026年度までに可能な市立学校に設置すると。それから、その他の公共施設については2025年度以降順次導入して、2030年度までに可能な施設の半数に導入するという事です。一方、神奈川県は0円ソーラーという同じような制度がありまして、事業者が初期費用を負担して住宅に太陽光発電設備を設置して、10年で無償譲渡となる制度です。これは2つの制度がありますけれども、電力販売の場合は、住人が発電した電気のうち、使用した分の電気料金を支払う方法、それから、もう一つはリースという方法があります。それでは、今度は中小企業向けの再エネ・省エネ補助金についてです。まず、市内事業者エコ化支援補助金について、その内容を環境局長に伺います。

○三田村有也環境局長 市内事業者エコ化支援補助金についての御質問でございますが、本補助金は、中小企業等における地球温暖化対策を推進することを目的に平成22年から実施しているもので、補助対象は、太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー源利用設備等の導入、空気調和設備などの省エネルギー型設備への更新としております。それぞれの補助率及び補助上限額につきましては、再エネ設備等の導入が補助率4分の1、上限200万円、省エネ設備への更新が補助率5分の1、上限150万円でございます。以上でございます。

○宗田裕之委員 それでは、中小企業経営革新支援補助金もありますけれども、その内容について経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 中小企業経営革新支援事業費についての御質問でございますが、令和4年度から令和5年度にかけて実施した川崎市エネルギー最適化補助金につきましては、エネルギー調達コストの負担軽減を図るための太陽光発電設備等の導入や、LED照明等の省エネルギー設備の更新に対する補助を実施したものでございます。令和6年度に実施する川崎市未来志向の設備投資応援補助金につきましては、今年度の取組に加え、生産量の増加や収益の拡大に向けた生産設備等の導入を補助対象として追加する予定でございます。補助率及び補助上限額につきましては、物価高騰等の影響を受ける事業者への支援として、国の交付金を活用する趣旨も踏まえ、川崎市エネルギー最適化補助金では補助率を2分の1、補助上限額を500万円としており、川崎市未来志向の設備投資応援補助金では、川崎市エネルギー最適化補助金を既に利用した方は補助率を2分の1、それ以外の方は補助率を3分の2、補助上限額はいずれも500万円を予定しております。以上でございます。

○宗田裕之委員 それでは、ディスプレイをお願いします。これは再エネ・省エネ補助金、事業者向けです。市内事業者エコ化支援補助金では、再エネ設備は経費の4分の1、上限200万円、省エネ設備は経費の5分の1、上限150万円という事です。それから、中小企業経営革新補助金では、エネルギー最適化の補助金の利用者は2分の1、上限500万円、それから、新規の方は3分の2、上限500万円という事です。東京都の場合は地産地消型再エネ増強プロジェクトというものがありまして、中小企業に対しては補助率3分の2、上

限1億円、それから、その他についても補助率2分の1、上限7,500万円ということです。要望ですけれども、PPAモデル、初期費用ゼロの方式について、神奈川県のように川崎市も公共施設だけではなく、早く戸建て住宅や集合住宅への設置に向けて進めてください。それから、事業者向けの制度については、やはり東京都と比べてかなりの差があります。特に、中小企業は物価高や燃料代の高騰に苦しんでおりますので、中小企業向けの補助金については東京都並みに制度の拡充をお願いいたします。

それでは次に、学生・若者支援制度について伺っていきます。まず、学生、保護者の学費、教育費の負担はますます重くなりまして、若者にとっても賃金は上がらない、それから物価高騰、奨学金の返済などで生活はますます苦しくなっています。一方、どこの中小企業や自治体も人材不足は深刻な状況で、人材確保のための支援策が求められています。我が党は神戸市を視察しまして、学生・若者支援について学んできました。ちょうど人口、財政規模も同じような神戸市と比較してみると、ぜひよいところは学んでいきたいというふうに思います。まず、学生支援制度についてです。学生向けの支援制度について、どのような制度があるのか教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 学生への支援制度についての御質問でございますが、本市では大学生を対象とした無利子での貸付型の奨学金制度があり、1人当たり年額45万6,000円となっております。以上でございます。

○宗田裕之委員 それでは、その奨学金制度について、要件と実績をもう一度教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 大学奨学金についての御質問でございますが、本市の大学奨学金につきましては、父母等が川崎市に1年以上居住していること、大学に在学していること、学費の支弁が困難であること、学業成績が優良であることなどを要件としており、本年2月時点での奨学生は25人となっております。以上でございます。

○宗田裕之委員 ディスプレーをお願いいたします。これは本市の奨学金などですけれども、まず、本市のほうは応募資格は、川崎市内在住で、能力があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な方、そして、貸付型で、成績要件がありまして、年額45万6,000円、貸与人数は25人ということです。一方、神戸市のほうは奨学金返済制度、こういうものがありまして、これは実は非常に学生の奨学金返済の負担が想像以上に大変で、大体半分の学生が平均300万円の奨学金を借りています。一方で、中小企業は人手不足で大変ということで、この両方を解決するために企業と自治体が共同で学生の奨学金返済を支援する、そういう制度が奨学金返済制度で、これは全国で広がっています。今、この右側の神戸市と兵庫県のほうを見てほしいんですけれども、ちょうど視察しに行きましたら、すごく拡充していることに驚きました。まず、神戸市ですけれども、これは企業支援に加えて、企業支援後の年間返済残額の4分の3を神戸市が支援すると。最大5年間。ですから、この間、本人負担は返済額の4分の1以下で済むということですね。それから、さらに兵庫県がありまして、年間返済額の県が3分の2、企業が3分の1で上限が12万円、17年間支援します。ですから、奨学金返済額は平均300万円ですから、本人負担はほぼゼロとなります。神戸市のように、こういう奨学金返済支援制度について、ぜひ調査研究をしてみてもいいかということで、経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 奨学金返還支援制度についての御質問でございますが、同制度

につきましては、導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人材確保を図る取組として行われているものと認識しているところでございます。本市といたしましては、同制度に係る国の動向や他都市の事例などにも注視しながら、キャリアサポートかわさきにおける正規雇用を基本とする就業支援や、市内中小企業の魅力発信等を行うことにより、若年層を含めた求職者の市内企業への就業につなげてまいりたいと存じます。以上でございます。

○宗田裕之委員 国の動向や他都市の事例を注視していくとのことですが、就学・就職支援について伺います。まず、川崎市の学生向けの就職支援制度について、どんな制度があるのか経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 学生向けの就職支援制度についての御質問でございますが、本市では、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、学生を含む若年層などを対象に、それぞれのニーズに沿った就業マッチングを実施するとともに、働くことに悩みを抱える若者に対しては、コネクションズかわさきにおいて、職業的自立支援を目的として個別相談や心理カウンセリング、職場体験研修などを実施しております。また、こうした取組に加え、新規大卒予定者や若年求職者等を対象とした合同企業説明会やインターンシップマッチング会を実施するなど、若年層と市内企業等とのマッチングの場を提供しているところでございます。以上でございます。

○宗田裕之委員 神戸市では特に人材が不足しているということで、保育士や看護師を目指す学生への支援制度があります。それでは、川崎市のほうでは保育士や看護師などを目指す学生への修学資金支援制度について、こども未来局長と健康福祉局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 保育士を目指す学生への修学資金支援についての御質問でございますが、本市におきましては、質の高い保育士の養成、確保を目的として、保育士指定養成校の学生を対象に修学資金、入学準備金、就職準備金等の資金を貸し付け、保育士資格取得後、市内で保育士業務に5年間従事することで返済が免除となる川崎市保育士修学資金貸付制度を実施しているところでございます。以上でございます。

○石渡一城健康福祉局長 修学資金支援制度についての御質問でございますが、本市では、市内医療機関等において看護師等として勤務する意思のある学生を対象とした看護師等修学資金貸与制度を実施しております。本制度におきましては、さらなる看護ニーズの高まりや人口減少などの社会環境の変化を見据えた対策を講じていく必要があるものと考えておりますので、関係団体と密に連携を図りながら、より効果的な執行方法等について検証、検討を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○宗田裕之委員 ディスプレーをお願いします。これが修学支援ですね。川崎市の修学支援としては、保育士を目指す学生の修学資金貸付制度があり、市内保育所に5年間勤めると返済が免除になるという制度があるそうです。それから、看護学生のための修学資金貸与制度もあるということです。神戸市も同じように保育士を目指す学生への貸与制度、これは授業料の費用を貸し付けて、県内に5年間勤務すれば返還免除、それから、看護学生の修学資金貸与制度もありまして、これは市民病院に勤務する意思のある学生に修学資金を貸与して、要件を満たせば返還免除ということです。それでは、看護師や保育士などの職種で働く方への給与とか家賃などの支援制度があるのか、こども未来局長と健康福祉局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 保育士への支援制度についての御質問でございますが、本市では、認可保育所や川崎認定保育園等に勤務する保育士に対しましては、給与への支援として国の処遇改善等加算のほか、市独自の市処遇改善等加算を実施しているとともに、家賃の支援については保育士宿舍借り上げ支援事業を、施設や事業の種別に応じて実施しているところでございます。以上でございます。

○石渡一城健康福祉局長 看護師等への支援についての御質問でございますが、現在、本市におきましては、看護師等の給与、家賃等に対する直接的な支援制度はございませんが、本市の看護師確保対策といたしましては、市内で看護職員が働きやすい環境確保のため、引き続き院内保育所に対する運営支援や、就労継続や復職などに関する相談窓口の情報発信等を行っております。以上でございます。

○宗田裕之委員 ディスプレーをお願いします。就職・就労支援ということで、川崎市の就職・就労支援としては、キャリアサポートがあって、これはマッチングですね。それから、コネクションズかわさきでは相談研修、さらに合同企業説明会などもやっているということです。それから、保育士については処遇改善加算、それから、保育士宿舍借り上げ制度もありますが、看護師については給与、家賃等に対する直接的な支援制度はないということです。神戸市では保育士や幼稚園教諭について「6つのいいね」というものがありまして、例えば一時金、7年間で160万円支給する。それから次が、これは家賃補助で月10万円、だから、ほぼ全額無料ですね。それから次は、奨学金の返済、月5,000円補助。あとは、ちょっとまだ続くんですけども、例えば子どもの保育料は1年間半額にするとか、パート復帰で10万円給付、資格費用を半額補助。この6つ、物すごく充実しています。

それでは次に、住宅支援制度について伺いますが、まず、川崎市で若者向け住宅支援制度についてどのような制度があるのか、まちづくり局長に伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 住宅支援についての御質問でございますが、本市では、子育て世帯や高齢者世帯が豊かな生活を送ることができる住まい環境の実現を目指し、既存戸建て住宅等の世代間循環の促進を図るため、鉄道事業者や金融機関などで構成されたプラットフォームによる川崎市すまい・いかすプロジェクトを立ち上げ、住み替えの促進に取り組んでおります。プロジェクトの内容といたしましては、参画する民間事業者が居住者数と住宅面積のミスマッチが生じている高齢者世代が所有する住宅を買い取った後、建物現況調査に基づく修理やリフォームを実施し、リフォーム瑕疵保険の加入や維持保全計画の策定など、安心して住むための仕組みを付与した、ゆとりある住まいを子育て世帯へ販売する、あんしんストック住宅の取組や、こうした取組を促進するためのセミナーの開催などがございます。以上でございます。

○宗田裕之委員 ディスプレーをお願いします。これは住宅・家賃支援ですけども、川崎市のほうは、すまい・いかすプロジェクト、これはマッチングということで、もう一つは、あんしんストック住宅、これは子育て世帯へ住宅を販売するということです。神戸市のほうは住宅補助、住み替え支援として非常に充実してまして、まず、市外から神戸に住み替える方が25万円、それから、神戸の団地に住み替える方が35万円、神戸に家を買う95万円、親子で近くに住み替え20万円、神戸に転職、転勤する方、家賃補助60万円ということですね。要望です。川崎市の学生・若者支援について、同じような政令市で同じような人口・財政規模の神戸市と比べると、やっぱり大きな格差があります。特に、奨学金返

済支援制度や住宅支援ですよね。しかし、この神戸ですら人材を確保するには非常に並大抵ではなくて、これからさらに人材不足、人手不足が深刻になるということです。川崎市も、私たちは、これは代表質問でもやっているんですが、保育士や看護師だけではなくて、例えば教職員、介護職員の人材不足、人手不足は既に深刻な状況となっています。ぜひ、神戸市など先進例を調査、参考にして、川崎市もこれらの職種について本格的な人材確保戦略を立てることを要望いたします。それから、もう一つは、神戸市のこれら今言った支援策は、学生・若者支援策と検索すると、1つのポータルサイトで全部見られるんです。ですから、川崎市でこれを調べると、大変な思いをして調べるんですけども、川崎市もこのようなポータルサイトをつくることを要望して質問を終わります。

○嶋崎嘉夫委員 それでは、私のほうは当初予算から見た本市の財政運営について一問一答で質問いたします。御存じのように、せんだって、日経平均株価が4万472円を超したということで大きな話題になりました。ただ、実際、株価がどんなに上がっても、物価が上がったり、実質賃金はなかなか伸びてこない。暮らしが豊かになったかなといえ、実感がないというのが事実だと思うんですね。そうした観点を基にしながら、これからいよいよ来年には御存じのように、本市も生産年齢人口がピークで減少に転じていくわけですから、どのような財政運営を担っていくべきかということ、そうしたことをそれぞれまず伺っていききたいと思います。

まず、物価高騰と実質賃金についてなんですけれども、本市の予算において税収等は一定程度伸びてはいますが、収支不足は物価高騰の影響等によって前年度から拡大をしています。厚生労働省が2月27日に公表した毎月勤労統計の令和5年12月分、これは確報によりますと、実質賃金は前年同月比2.1%減少し、21か月連続のマイナスとなっています。令和5年、1年間の前年比でも2.5%の減少となっているわけですが、物価上昇に賃金の伸びが追いついておらず、国民の生活実感も低いと思います。まず、市の認識を伺いたいと思います。

○白鳥滋之財政局長 物価高騰等についての御質問でございますが、2月27日に総務省が公表したコアCPIは、前年同月比2.0%の上昇と、3か月連続して伸びが鈍化しております。また、食料品につきましても、4月から値上げが予定されているものもございますが、その品目は今年度と比較して大幅に減少しているところがございます。物価高騰は徐々に収束してきている状況を示しております。これまでは資源価格の高騰や円安による輸入コストの増が物価を押し上げてまいりましたが、今後は、賃金の上昇がサービス価格等に転嫁され、それが実質賃金や生活実感の改善に波及する好循環が実現するかどうかの重要な局面にあるものと考えております。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 答弁いただいたとおり、政府のほうも実質賃金を何とか上げたいと、これから財界に対しても数度にわたって働きかけを行っていきます。春闘のほうを通じて、これからどの程度上がっていくのか。ただ、大きな企業だけでなく、いわゆる中小零細企業のほうまで実質賃金というものが上がっていかなければ、景気の好循環にはつながっていかないだろうと思われませんか。ただ、一方で、実質賃金のほうが上昇してくるとなると、今まで政策によってマイナス金利を維持してきた日銀のほうも、マイナス金利政策というものを解除すると多分予想されるわけですよね。そうすると、このマイナス金利政策を日銀が解除してきた場合の本市への影響はどのようになるのか、見解を伺い

たいと思います。

○白鳥滋之財政局長 金利政策の影響についての御質問でございますが、現在のマイナス金利政策が解除された場合につきましては、為替は円高方向になることが想定されるところでございまして、一般的には円高により輸入企業の業績はプラス方向へ、輸出企業の業績はマイナス方向へ振れるものと認識しております。しかしながら、為替の変動要因は様々であり、企業の業績も為替以外にも多くの要因がございますことから状況は不透明であり、市内企業や税収への影響を注視してまいります。また、その他の影響といたしまして、金利上昇による利子の増により公債費が増大することが見込まれるとともに、金利上昇局面では、機関投資家の債券投資の先送りが見込まれ、スプレッドの拡大が懸念されることなどから、市債による資金調達に影響が出る可能性もあると考えております。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 答弁いただいたとおりでしょうね。公債費が増大することが見込まれてくると。いわゆるスプレッドというのは為替手数料、資金調達コスト、こちらのほうが拡大してくると。縮減しているほうが、むしろ機関投資家としては有利なんだろうけれども、これは拡大してくると厳しくなってくるということですね。そうすると、公債費が増大することが見込まれるという答弁をいただいたんですが、公債費を含む義務的経費について、令和6年度予算の特徴というのはどのようなものがあるのか、伺いたいと思います。

○白鳥滋之財政局長 令和6年度の義務的経費についての御質問でございますが、初めに、人件費につきましては、令和5年度には定年年齢の引上げにより、定年退職者を見込まなかった退職手当が52億円増加したことをはじめ、給与改定や35人学級の拡大による教員の定数増等により55億円増加し、合計で107億円の増となり、過去最大の1,648億円となっております。次に、扶助費につきましては、児童手当扶助費の増や障害福祉サービス利用者の増等により87億円の増となり、こちらも過去最大の2,383億円となっております。次に、公債費につきましては、元金の増等により24億円増の760億円となっております。このように全ての性質で増となっております。義務的経費の総額は10年連続で過去最大となり、義務的経費比率は過去4番目の54.9%となったところでございます。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 少しずつ景気で税収のほうが上がったといっても、標準財政規模のほうが上がっても、結局、今、答弁いただいたように、義務的経費の総額が10年連続で過去最大だと。だから、いわゆる硬直化が進んでいる、この条件には変わりはないということですね。これは比率については、そのときの標準財政規模によって変化しますからね。だから、それを議論するよりも、むしろこの置かれている硬直している状況、これをやっぱり直視していかなきゃいけないだろうと思います。そこで、本市は普通交付税の不交付団体ですが、交付団体と比較して義務的経費の増はどのような影響を及ぼすのか、再度伺います。

○白鳥滋之財政局長 義務的経費についての御質問でございますが、令和6年度の地方財政対策におきましては、給与改定や会計年度任用職員への勤勉手当支給等による人件費の増が計上されております。また、一部の市債の償還につきましても同様に計上されております。交付団体におきましては一定程度の交付税等の配分が見込まれるところでございます。しかしながら、本市は不交付団体でございますことから、これらの義務的経費の増につきましては、基本的には市税等の自主財源により対応する必要があります。以上で

ございます。

○嶋崎嘉夫委員 答弁いただいたとおり、義務的経費が増大する一方で、本市には国による補填もないと。ですから、自主財源で対応していかざるを得ないということなんですよね。そうすると、こんなような状況では、財政の柔軟性を確保するために、まずやれることから幅広く改善していくしかないと思うんです。例えば基金というものを取り上げて考察したいと思うんですけれども、令和4年の決算ベースで見ると、例えば横浜市では基金が22、相模原市では基金が29、千葉市では基金が18、設置をされているんですが、本市では基金が33と多いんですね。残高も合計で3,562億円。これは当然、減債基金、3,100億円ありますから、これを差し引いたとしても約460億円程度が基金として組み込まれているわけですね。基金というのは目的別で設置しながら使われているわけなんです。川崎市のように、がちがちに基金というものを目的化して使うというやり方よりも、むしろ目的を大枠にして整理したほうが市民にとっても分かりやすいし、事業執行上、むしろ使いやすんじゃないのかなと私は思うんです。例えば横浜市では社会福祉基金として枠の中でくりまして、子どもの貧困対策や高齢者福祉・障害者福祉の充実、地域医療・災害医療の充実などに広範に活用できるとしているんです。こういったものを全部、社会福祉基金という一つの中で活用できますよという位置づけにしています。本市も細かい目的としないで、整理した上で、やっぱり積極的にこの基金というものを、まずは活用していくべき段階だと思いますが、見解を伺います。

○白鳥滋之財政局長 基金についての御質問でございますが、本市におきましては現在33の基金があり、それぞれの目的に応じて設置してきたものでございますが、所期の目的を達成した基金を廃止するなどの整理も行ってきたところでございます。基金の数が多いということにつきましては、使途が明示されているというメリットもあるものの、近隣都市と比較して数が多い状況にはございますので、それぞれの基金の目的に係る事業の状況や残高を踏まえながら、必要に応じて検証、検討していくべきものと考えております。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 簡単に言うと、水道の蛇口をいっぱい作るよりも、むしろ数をもう少し集約して、その中で使い勝手がいいような基金の運用、活用というものに切り替えたほうが効果的ではないのかなと、私はそう思います。では、視点を変えて、例えばふるさと納税についても同じようなことが言えると思うんです。今定例会のこの予特の中でも、各委員のほうから、ふるさと納税に関わる質疑というものが続きましたよね。例えば返礼品、こうしたものもいろんなアイデアも出したり、続いていたんですが、昨日は吉沢議員の質疑にあったように、ふるさと納税の寄附の推移、約99%を占めるポータルサイト経由で、納税受入額16億5,000万円のところで、半分に当たる8億5,000万円以上がサイト利用料や返礼品代に消えてしまっていると。これではポータルサイトを運営しているところがもうかるようなシステムになって、ふるさと納税、ふるさと納税と言え言えほど、そちらのほうで収益が上がるような構図になっているわけですね。むしろそれよりも、例えば相続対策として、返礼品は伴わないふるさと納税という形で、もっと御寄附を募る。そうすると控除証明書が発行できますよね。それによって相続税対策のほうにもっと使っていただくような、そうした形ももっと積極的に川崎市としては主張してもいいんじゃないのかなと私は思うんです。寄附受納のメニューの数が、やっぱり川崎市も多くて、使途が明示

されているメリットの一方、寄附をされる方は分かりづらいんじゃないのかなと思うんです。川崎市を応援したい気持ちを全体として受け止めるようなメニューというものが必要だと思うんですが、今申し上げたような相続税、こうしたときの控除対象として有利に使えるようなシステムを含めた中で、どうあるべきか、見解を伺いたいと思います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、本市のふるさと納税の寄附メニューにつきましては、安全・安心、こども、教育といった施策分野ごとに、危機管理・防災対策の推進や頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進といった個別の活用事業をメニューとして用意しているところでございます。また、個別の施策にとらわれず、川崎市全体を応援していただける方に対しましては市長おまかせメニューを用意しているところでございます。このように、本市では施策分野と活用事業に分類することで寄附金の使い道が分かりやすくなるよう、工夫しているところでございます。今後も他都市の事例も研究しながら、寄附者のニーズや利便性を踏まえて、より多くの方が施策に共感して川崎市を応援したくなるような寄附メニューの設定について検討してまいります。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 横浜市サイトをみると、今、提案申し上げたようなシステムというのが、とても分かりやすくアップしていますよね。ですから、寄附されるほうも、ああ、こうやって使われているなというのもよく分かりますし、まずとても分かりやすい。幾つかの項目をばあっと並べて、その中で選択してくださいというより、むしろそれがどう生かされて使っているのか。そこに喜びを見いだして感じていただけるような、そうした内容のほうに、これからもどんどん検討していただければと思います。さて、一方で、歳出面に目を向けますと、支出の時期についても検討が必要ではないのかなと思います。例えば、市関連団体への補助金は、令和6年度予算では31件、約20億5,000万円を計上していますが、この支出時期を真に必要な時期にすれば、今後金利が上昇した場合、幾らかでも本市の収入になると考えられますが、見解を伺いたいと思います。

○白鳥滋之財政局長 補助金の支出時期についての御質問でございますが、補助金の支出時期につきましては、対象団体によって年度の早い時期に一括して支出するもの、四半期ごとに支出するもの、団体における事業の実施前後に支出するものなど、交付先の資金需要に応じて様々でございます。今後につきましても、団体の財務状況等をよりの確に把握し、適正な時期の支出となるよう努めてまいります。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 ぜひ、こちらのほうも御検討いただきたいと思います。今までは、まずやれることというものを1つ取り上げながら、幾つか提案してきたんですけども、そこで、今度はプライマリーバランスについて伺いたいと思います。プライマリーバランスというのは、御存じのように、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合には市債残高の抑制や縮減につながるということなんですね。ところが、このプライマリーバランス、予算案においては118億円のプラスになっていますが、しかしながら、減債基金からの新規借入れ157億円を考慮すると、実質的にはマイナスという形になっていますよね。この減債の在り方については、もう毎回毎回、議会でもずっと議論して、そのたびに当面の措置としてとか、一時的な措置としてということで、ずっと言われていました。皆さん御存じのように、減債の基金は一体何に使っているんだということなんですけども、例えば減債基金の繰替え運用、こうしたものも使われていますよね。これは一体どういうことかという

と、分かりやすく言うと、民間の事業所、ここが当座借越というものをやりますよね。これは当座預金の残高よりも多額の小切手を振り出した場合、不渡りとなるものの、前もって銀行との契約を結んでおくことによって一定額まで銀行に立て替えてもらい、不渡りを回避できると。ですから当座借越と。これは川崎市も指定金融機関に昔やっていたよね。ところが金利が高い。金利が高いから、ならば減債を活用して、いわゆる繰替え運用したほうが幾らかでも役に立つだろうと。ですから、マックスで今まで大体1,200億円という上限をはめたり、今のところ700億円から720億円という上限で、この繰替え運用というものをやっているわけですよ。これは減債を使いながら、そうした形でやっているんですけども、ただ、これが単年度の中でやる分にはいいんですが、先ほど申し上げたように、当面の措置と言いながら長年にわたってずっと続いてくると。これは、もし減債を使わないで繰替え運用しませんよとなると、回り回って最終的には債務負担行為額が上昇しますよね。という視点から見ていくと、やはりこれは抜本的な構造上の問題というものをどう捉えるかという議論もやっていかないと、先ほど申し上げたように、来年、生産年齢人口がピークで減少に転ずると。今まで黙っていても人口が上昇してきた時代背景の選択したやり方と、これから人口が減少していく形の中での財政運営のやり方、さあ、それを含めたときにどうあるべきかということこそそろそろ選択しなきゃいけないんじゃないのかなと、私はそう思うんですね。

だから、そうやって考えていくと、例えば将来の金利上昇とか人口減少などを含めたときに、いわゆる元金と利子を合わせた市債の償還に要する経費、公債費ですね。この増大は後年度の固定的な財政負担となるため、返済した額の範囲内で新たな借入れを行うなどの、いわゆるキャップ制、こうしたものなどを加味した新たな指標というものを設定して、支出の適正化の一助にすべきではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○白鳥滋之財政局長 今、委員から御指摘の、御示唆のあった考え方というのは、基本的にはプライマリーバランスの黒字、計上、安定的な黒字を確保するというところにつながっていくのではないかなというふうに私どもとしては解釈しているところでございまして、その部分につきましては、今も財政の考え方において目標の一つとして設定しているところでございます。その上で、プライマリーバランスは市債残高が増大することにより、将来世代への負担が過度なものとなることのないよう設定している指標でございまして。また、減債基金からの借入れ、これにつきましては、将来の市債の償還に支障を及ぼすことがない範囲で、当面の措置として行っているものでございまして、令和8年度の収支均衡に向けて財政運営を行っており、個別に新規借入額及び借入残高をお示ししているところでございます。しかしながら、財政状況のよりの確な把握や、財政の健全化に向けてどのような指標の設定が適切か、これにつきましては有識者の意見を聴取する等、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○嶋崎嘉夫委員 本来でしたら、この公債費のキャップ制というのは、減債基金の償還を60年にしましたよね。あのときに、やっぱり抱き合わせでこういう見直しをやりますよというんだったら分かるんですよ。そういう説明というものが無いまま今日に至っちゃっているということ自体が、先ほど来、何度も申し上げているように、金利の上昇とか生産年齢人口のさらなる減少、扶助費が上がっていく、義務的経費率が上がっていく、その中でどうあるべきかという、もう避けて通れない事実があると思うんですね。だからこそ、今、

あえてこうしたことをお伺いしました。

そこで、市長、お伺いしたいんですけども、財政の柔軟性の確保に向けて義務的経費削減以外でできることを提案いたしました。しかしながら、義務的経費額は過去最大、比率でも4位、義務的経費の削減は難しいので、このような状況になっているわけですね。当面は税収の増が見込まれますが、令和7年には生産年齢人口のピークを迎えますので、人口減少局面において経済成長を可能とするためには、恐らくやる選択としては大きな投資をまた選択して政策判断としていく、こういった議論が出ると思うんですが、その経費を捻出するにも、これは聖域を設けることなく増大を続ける義務的経費、これについて一定の見直しというものをやっぱり行うべきじゃないのかなと思います。これは扶助費、人件費、公債費も含めてなんですけど、何らかのキャップ制度というものを、こうしたものも検討すべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○福田紀彦市長 義務的経費についての御質問でございますが、義務的経費のうち、特に扶助費につきましては、セーフティネットとして市民生活の安心を支えるという大変重要な役割を担っております。また、今年度大きく増加した人件費につきましても、35人学級の推進等、様々な施策の実施にとって必要なものでございます。しかしながら、義務的経費の増大は財政運営の柔軟性を阻害するおそれがありますことから、引き続き効率化に取り組み、持続可能な行財政基盤を構築してまいります。また、我が国の経済は好循環への重要な局面を迎えておりまして、本市も臨海部におきまして100年に1度の転換期を迎えております。50年先、100年先の川崎の未来を見据えて、経済の活性化、税源涵養に努めてまいります。以上です。

○嶋崎嘉夫委員 市長、ちょっと質問通告書にはないんですけども、そういったことを踏まえて、今、市長の決意も聞かせていただいた。そういったものを具現化する意味からも、やっぱり財政収支フレーム、こうしたものはしっかりとまた継続して作成していかなければいけないと思うんですよね。これは当たり前と言えども当たり前になると思うんですが、そのような方向でよろしいですね。ちょっと見解を。

○福田紀彦市長 収支フレームについては、新しい総合計画の下でしっかりとつくって、収支フレームの中でしっかりと財政運営をやっていくというのが基本だと思っています。以上です。

○嶋崎嘉夫委員 ありがとうございます。ぜひ、それにのっとった形で。では、その前の段階で第三者、そうした専門家の方々の意見なども踏まえていただきながら、これからの在り方についてしっかりとしたものをつくり上げていただきたい。これを強く最後にお願したいと思います。

さて、私が一番最後になりましたけれども、3月というのはお別れの時期ですね。本当に長年にわたって、各議員からもお話はありましたけれども、今まで川崎市に奉職をされ、本当に多くの実績というものを積んでいただきました、定年をお迎えになる職員の皆さん、理事者の方々、本当にお疲れさまでございました。これからもお体、御自愛をいただきながら、川崎市のさらなる、市制100年の節目です。皆様の知識、そして様々な経験というものを、また新たなステージの中で生かしていただきたいと思います。私も同世代の一人として寂しい思いはあるんですけども、ただ、一方で、働き続けたいとまだ食べていけないという、これも事実でございますので、ぜひまた皆さんも気持ちを新たにしてい

ただきながら、これからの新しい人生というものを大きく歩み出していただきたいと思えます。本当に長い間お疲れさまでございました。以上で質問を終わります。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。この程度をもちまして各案件に対する質疑を終結いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。よって、各案件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。質疑の中で御意見、御要望等もなされておりますので、本来ならばここで採決を行うわけでありますが、慣例によりまして、本委員会では採決を行わず、結論は本会議に譲りたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして予算審査特別委員会を終了いたしたいと思えますが、委員各位及び理事者の皆様の御協力によりまして、無事大任を果たさせていただきましたことに対し、浦田副委員長とともに、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

